

第百十三回 参議院税制問題等に関する調査特別委員会公聴会會議録第一号

昭和六十三年十二月十六日(金曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動
十二月十五日

辞任

補欠選任

高橋 清孝君

岡部 三郎君

永田 良雄君

井上 孝君

二木 秀夫君

仲川 幸男君

及川 一夫君

渡辺 四郎君

矢田部 理君

大森 昭君

中野 明君

和田 教美君

下村 泰君

青島 幸男君

十二月十六日

辞任

補欠選任

谷川 寛三君

佐藤謙一郎君

大森 昭君

対馬 孝且君

勝木 健司君

柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

梶木 又三君

斎藤 十朗君

林 道君

平井 卓志君

降矢 敬義君

吉村 真事君

志吉 裕君

安恒 良一君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

委員

井上 吉夫君
井上 孝君

事務局側

板垣 正君
岩本 政光君
大河原太一郎君
大木 浩君
岡部 三郎君
加藤 武徳君
久世 公亮君
後藤 正夫君
佐藤謙一郎君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
下稲葉耕吉君
田辺 哲夫君
谷川 寛三君
仲川 幸男君
藤井 孝男君
松浦 孝治君
村上 正邦君
森山 眞弓君
千葉 景子君
対馬 孝且君
福岡 知之君
山口 哲夫君
山本 正和君
渡辺 四郎君
太田 淳夫君
塩出 啓典君
和田 教美君
橋本 敦君
吉井 英勝君
柳澤 鍊造君
野末 陳平君
青島 幸男君

公述人

常任委員会専門員 竹村 晟君
常任委員会専門員 片岡 定彦君
常任委員会専門員 保家 茂彰君
東京大学教授 金子 宏君
全国軽業小売連盟副理事長 宮本卯一郎君
全国商工会連合会会長 佐多 宗二君
横濱国立大学教授 宇田川瑠仁君
伊勢崎市長 下城 雄策君
税制経営研究所所長 谷山 治雄君
住友化学工業会会長 土方 武君
中央大学教授 トヨタカローラ愛知特需部次長 丸尾 直美君
税理士 久野 靖正君
全日本水道労働組合委員長 粕谷 晴江君
日本生活協同組合連合会専務理事 齊藤 親仁君
福山 雅夫君

出、衆議院送付)

○委員長(梶木又三君) ただいまから税制問題等に関する調査特別委員会公聴会を開会いたします。

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案につきまして、お手元の名簿の十二名の公述人の方から御意見を拝聴いたします。この際、公述人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、御多用中にもかかわらず本委員会のために出席を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚く御礼申し上げます。

本日は忌憚のない御意見を賜りまして今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後で委員の質疑にお答えいただきます。それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、金子公述人にお願いたします。金子公述人。
○公述人(金子宏君) 金子でございます。
現在、こちらの委員会で御審議中の税制改革に関する諸法案について意見を述べようというお申しつけでございますので、私の意見を申し上げますさせていただきます。時間の関係で、まず改革案全体について簡単に意見を申し上げます。次

に所得税の問題について意見を申し上げたいと存じております。

このたびの改革案は、所得税、法人税、相続税等直接税の負担の軽減合理化と消費税の創設を柱とする間接税制度の全面的改革を内容とするものでございまして、シャープ勧告以来の抜本的改革と呼ぶにふさわしい内容のものであると考えます。

私は、次の三つの理由からその基本的な方向と内容に賛成でございます。

第一は、今度の改革案が国民経済や国民生活の変化に着目しながら、全体として公平、効率、中立、簡素といった税制の基本原則に沿った改革を目指していることでございます。

第二は、人の担税力の三つの表現であるところの所得、資産、消費に対してバランスのとれた課税を行おうとしていることでございます。

第三は、今度の改革案が、急速に進行しつつある人口の高齢化と社会福祉の充実の必要に対応して、税制を福祉型に切りかえるという意味を持っていることでございます。

財政の統一の運営という観点からは、消費税を目的税でなく一般財源としたことはもちろん妥当であります。消費税は、人口の高齢化に際して今後ますます増大する社会保障支出の安定財源としてその存在意義を認められていくことになると思ひます。恐らく、後代の人々が今度の税制改革の意義を論ずる場合には、今度の改革で我が国の税制が福祉型に切りかえられたという点を評価することになるのではないかと、私は考へております。

次に、所得税の改革案についてでございますが、税率、課税ベース、課税単位の順序で意見を申し上げていくことにしたいと思います。

まず、税率でございますが、今度の改革案の最大の特徴は、国税についても地方税についても、ブラケットと申しますか、所得段階の数を思い切つて少なくする一方で、そのブラケットの幅を思い切つて拡大したことでございます。これで給与

所得者の大部分は生涯を通じて一つの税率の適用のみを受けることとなりますので、今度の改革案は、実質的には納税者の大部分にとって税率がブラケットになったのと同じ意味を持っているのではないかと、今度の改革では、全所得階層を通じて所得税がかなり大幅に減税されることになっておりまして、給与所得者が今まで持つてきた重税感と負担の累増感は著しく緩和されることになると思ひます。

また、今度の改正案では、最高税率が地方税を含めて六五%と大幅に引き下げられておりますが、これも妥当であると考えます。シャープ勧告においても指摘されておりますように、税率が高過ぎますと勤労意欲の喪失、脱税や租税回避の蔓延といった好ましくない結果が生じます。また、高過ぎる累進税率は、いろいろな特別措置導入の口実に使われることもございまして、そういう意味で、今度の税率の引き下げは妥当な措置であると考えております。

もっとも私は、富の格差が増大し過ぎることは好ましくないと考へてゐるものでございまして、富の格差が増大し過ぎますと、社会的な不安定が生じることがございまして、それから場合によつては、社会的な沈滞が生ずるといふ危険もございまして、我が国の社会的活力とか国民の旺盛な勤労意欲、こういうようなものの一つの源泉は、戦後社会における経済民主主義と申しますか、経済的平等にあるといふふうに私は考へてゐるものでございまして、そういう意味で、富の格差が増大し過ぎるのを防止するためには、ある程度の累進税率を、ある程度と申しましたのは相当程度といふ意味でございまして、累進税率を今後も維持していく必要があるといふふうに考へております。

次に、課税ベースの問題に移りますが、今度の改革案では、各種人的控除の引き上げによりまして課税最低限が大幅に引き上げられております。言うまでもなく、これは最低生活費控除のかなりの実質的な引き上げを意味しているわけでありまして、好ましい改正であるといふふうに考へま

す。

ところで、課税ベースについて特に注目されることは、株式等の譲渡によるキャピタルゲインが課税対象に戻されたこととあります。有価証券の譲渡益は、戦後課税対象に含められておりまして、それからシャープ勧告では譲渡益課税と申しますか、キャピタルゲイン課税についての重要性というものが非常に強調されていたわけでございますけれども、昭和二十八年度の改正で一般的に非課税とされて以来、長い間にわたつて原則非課税とされてまいりました。しかし、キャピタルゲインも所得の一種でございますので、公平負担の観点からはこれも課税の対象とすべきことは当然でありまして、課税対象に戻すべきだといふ議論が税制調査会でも繰り返して行われてきたところでございまして、それが今度ようやく実現したわけでございます。これは、所得税制の歴史の上で非常に大きな意味を持つ出来事であると私は考へております。

課税方式としては総合課税と分離課税の二つが考へられます。この点につきましては、今度の改革案では分離課税方式が採用されております。すべての所得は同じように課税すべきものであつて、キャピタルゲインも例外であつてはならないという原理論からすれば、もともとは総合課税の対象とされるべきものであります。しかし、次の二つの理由から、当面は分離課税方式を採用するのはやむを得ないと思ひます。

一つは、キャピタルゲインの把握と名寄せがなかなか困難だといふ執行上の問題でございます。この点では今後把握体制の整備を図っていく必要がございまして、

いま一つは、昨年の改正で利子所得について二〇%の税率の源泉分離課税制度が採用されたこととでございます。この改正は、非課税利子を課税対象に取り込んだという点で非常に重要な改正でございまして、課税方式についてやはり議論があり、結局は分離課税に落ちついたことは御高承のとおりでございます。

そこで、利子に対しては二〇%の分離課税をしていただき、他方でキャピタルゲインに対しては総合課税を行うことにいたしますと、資金が株式投資から他にシフトして税制が中立性を失うということになります。したがつて、税制の投資中立性を維持するためには、利子と同じ取り扱いをする必要がございまして、したがつて、利子の場合と同じように二〇%の税率で分離課税を行うことは妥当な措置であると考えます。私は、今度の株式の譲渡益課税の案はなかなかよくできているといふふうに考へてゐる一人でございます。

ただし、所得税の建前からいへば、分離課税はどこまでも例外でございます。利子もキャピタルゲインも給与所得や事業所得と比べて担税力が低いわけではございませんので、もともとは給与所得や事業所得と同じように課税されるべきものであります。もちろん、長期譲渡所得の場合は長期間にわたつて累積してきた価値の増加でございまして、したがつて何らかの平準化措置は必要でございまして、けれども、他の所得と同じように課税するのが原則でございまして、したがつて、将来の方向としては、利子もキャピタルゲインも総合課税の対象とするように持つていっていただきたいと思ひます。昨年の所得税法の改正の附則で利子の課税方式の五年後の見直し規定され、また今度の改革案について衆議院の修正でキャピタルゲインの四年後の見直しが規定されているのも、そのような含みを持つたものであるといふふうに理解しております。

ただ、私は、先ほども申し上げましたとおり、今度の改正案でキャピタルゲインが課税対象に戻されたこと自体を、長い間の懸案を解決するものとして高く評価してゐるものでございまして、

なお、いわゆる医師優遇税制についても今度の改正案で見直しが行われておりますが、これも長い間の懸案を解決する措置として妥当なものであると考へております。残り時間が少ないかと存じますけれども、三番目に課税単位の問題についてごく簡単に申し上げます。

ます。

戦後、我が国の所得税制は、課税単位については個人単位主義を採用してまいりました。ただ、若干の家族単位主義を加味する形で個人単位主義を導入してまいりました。今度の改革案では、資産合算の制度が廃止されることになっておりますので、一層個人単位主義に純化していくということになります。また若干の家族単位的な要素は残っておりますけれども、従来に比べるとそうなる

と存じます。

この点については、家族単位主義あるいは夫婦単位主義も一つの考え方でございます。それ相応のメリットはございますけれども、税制の婚姻中立性という観点、あるいは今後は婦人も社会に出て大いに活躍するようになるであろうという点、その他ライフスタイルの変化などを考えますと、当面は個人単位主義を維持し、将来この問題はなお検討を続けるということが妥当な措置ではないかというふうに考えております。

簡単にですが、以上、私の意見を申し上げます。委員長(橋本又三君) どうもありがとうございます。

次に、宮本公述人にお願いをいたします。宮本公述人。

○公述人(宮本卯一郎君) 宮本でございます。中小企業を代表いたしまして意見を申し上げます。私が属しております大型間接税反対中小企業連絡会は、およそ二百五十の業種、団体が加盟しており、その傘下事業所の数はおよそ二百万、間接構成人員の数、つまり家族、従業員の数は一千万人を超えております。

さて、消費税問題が論議され始めてから中小企業の納税姿勢を批判するような言葉を時折耳にいたしますが、私どもはその都度まことに残念に思っております。この際はつきり申し上げておきますが、私ども中小企業は国民の一員といったしまして納税の義務は十分に承知しておりますし、また大多数の企業は極めて正しい納税を行っております。

ります。そして、思想的にも大変に穩健でございます。二年前の衆参同日選挙のときには、私どもは総力を挙げて自民党を支持いたしました。しかし今、私は社会党の推薦でこの席に立つております。一体これは何を意味しますか。私どもは現在自民党に対して限りない怒りを抱いております。そうして、声を大にいたしまして消費税反対を叫びます。

なぜ反対なのか、その理由を申し上げます。

政府・与党は、行政改革も不公平は正もほとんど行うことなく消費税を導入しようとしておりますが、これらを的確に行うならば財源は十分に生じるはずで、例えば役所に行つてみますと、余り仕事をしない役人がごろごろしてあります。行政官庁などももっと簡素化すべきです。そして、行政官庁を通じてばらまかれる補助金等も実にむだで不公平なものも多く、その相当額が、特定の政党の圧力によって特定の政党の票につながるように、ばらまかれていくというところは多くの国民が知っております。また、現在の税金は弱いところ、つまり取りよいくところから取つて、強いところは大優遇というのが実情です。今私が申ししたのはほんの一例ですが、これらを改革、是正しただけでも財源はあり余るほど出てきます。

次に申したいことは、六十一年七月の衆参同日選挙のときに、与党は大型間接税を導入しないとばかりと公約いたしました。だから、衆議院でも三百の議席をとったんじゃないやしませんか。しかるに、三百の議席をとつてしまつて今度はその議席の上に大あぐらをかくて、やれ売上税だ、やれ消費税だ、国民をばかにするのはいかげにしないでほしい。政府・与党がいかに詭弁を弄そうとも、今導入しようとしている間接税、すなわちこの消費税は公約違反の紛れもない大型間接税なんです。だからすべての世論調査の結果は、圧倒的多数で消費税絶対反対です。竹下内閣の支持率も日に低下しているじゃありませんか。しかし政府・与党は、この世論を踏みにじつて消費税

を導入しようとしており、民主主義の何たるかを全く理解しておりません。

私はここに、ある週刊誌のコピーを持つてまいりました。この中に五ページにわたつて「新税ねらう笑顔の恫喝」という記事が掲載されております。その内容は、消費税に関する記事ですが、国税局長が商工会議所の会頭を食事に誘うとか、元通産大臣がこの前の売上税のときにこれに反対したある有名な団体の会長の追ひ落としをしたとか、国税庁の幹部が青色申告会の幹部に対して、自民党の税制調査会の幹部が怒っているのだから謝りに行きなさいと言つたとかというものであります。つまり、政府・与党が一体となつて各方面を恫喝し、籠絡しているという記事なんです。

そしてもう一つ、これはある新聞の八月二日の記事ですが、中小企業庁が中小企業団体の消費税反対に、幹部の発言、行動までも克明に調査している、こういう内容です。これもほんの一例でありまして、政府・与党が結託して恫喝と籠絡によつて消費税反対運動を抑圧しようとしていることは、これまた紛れもない事実です。これはまさしく言論、思想の抑圧であり、民主主義を根底から覆すものです。この政府・与党を見ておりますと、かつての特高警察、治安維持法がほうふつとしてまいりまして、民主主義の危機を感じます。

折りしも、リクルート疑惑がますます根深い様相を呈してまいりましたが、これには竹下総理を初め政府・与党の大幹部がずらりと連座しております。また、議員やその派閥の金集めパーティーが盛んに行われ、中には一夜で純利益十億円のパーティーもあると報じられております。

さて、このようなぬれ手アワの金には税金が一銭もかからない、こんなばかことが許されていいんですか。消費税はこんなばかげた連中によつて導入されようとしているんです。このような不逞のやからに(発言する者多し)まじめな中小企業が、善良なサラリーマンが……

○委員長(橋本又三君) ちょっと公述人に申し上げ

ますが、「不逞のやから」というのを訂正してください。

○公述人(宮本卯一郎君) 額に汗して働いて、その中から税金を納める、その厳しさが何でわかりますか。だから、消費税には絶対に反対します。あなた方がいかにやじろうとも、殺されようとも反対しますよ。政府・与党は、消費税を導入しようとする前に行政改革を徹底的にやりなさい。不公平税制を徹底的に是正しなさい。そうすれば、消費税を導入しなくても財源は十分にあり余るほど出てきます。

そしてリクルートに關係した議員は、たとえ法的には問題なくても、道義的には重大な責任があります。総理でも、政党的党首でもこの際議員を辞任すべきです。消費税の論議はこういうことをきちんとやつてからやりなさい。こんなことは小学生でも知っているんです。それがなぜできないんです。そして、与党がどうしても消費税を導入したいのなら衆議院を解散し、弱い者いじめの消費税を導入しますよとつきり言つてから総選挙をやりなさい。私ども間接構成人員を含め一千万を超す中小企業は未曾有の悪税である消費税には絶対反対します。それゆゑに消費税に賛成の議員は次の選挙で必ず落選させます。(余計なことだよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

参議院はかつては政党的でない良識の府と言われました。参議院は、今初心に返つて、この悪税消費税を廃案にすることを強く要望します。私のこの発言に随分やじを飛ばしている議員もおられますが、そういうことをしてまいりますと、リクルート議員同様、後日必ず後悔します。後悔先に立たず、この言葉を肝に銘じてください。厳しく警告して、私の意見開陳を終わります。

○委員長(橋本又三君) どうもありがとうございます。

次に、佐多公述人にお願いをいたします。佐多公述人。

○公述人(佐多宗二君) 私は、全国商工会連合会

会長は佐多でございます。

ただいま審議中になっております税制改革法案外五法案について意見を申し述べさせていただきますと存じます。

まず、総論から申し上げますと、我が国におきまして今後の高齢化社会の到来と経済、社会の一層の国際化を踏まえ、経済の活性化を図りつつ、福祉社会をよりよく確立するものとしていくために、時代に即応していくことが必要だと思っております。

私は、三十五年前に県会議員に立候補いたしました。その信念を申し述べたことを記憶いたしております。

まず第一に、国民に腹いっぱい食わせる政策を打ち出しました。三度三度の食事、いわゆる糧度を足らしめるのが政治の初めなり、と叫びました。二番目には、社会保障の充実した社会と社会の治安が必要であるということから、言葉にして、まくらを高くして国民を休ましむるは政治の半ばなり、と言っていました。三番目には、高度文化の恩恵に浴せしめるは政治の終わりなり、と申していました。

三十数年間にこのような経過をたどって我が国が世界に奇跡をつくったことは、戦後の政治が正しかったと思っております。そのために、改革に当たっては、その基本としましては、高いか安いかの議論をする前に、税制は公平でなくてはならないと思えます。第二に、税制は国民の前に中立でなくてはならないと思えます。そして第三には、できる限り簡素でなければならぬと思えます。基本的な方向として次の諸点を政府に要望いたします。

第一に、行財政改革をさらに推進し、歳出の削減、合理化を徹底することであり。第二に、公平で簡素な税制を目指すことであり。第三に、二十一世紀の国際的日本の社会を展望したものであることでもあります。

これらについて、今回の税制改革法案におきましては、一つ目には中堅所得者層の税負担の重圧感、不公平感を解消するために思い切った所得減

税の実施であります。二つ目には、企業活動を活性化するために法人課税の一層の減税であります。三つ目には、近年の地価高騰の中で重税感が強まっております相続税についての思い切った減税、合理化であります。四つ目には、いわゆる不公平税制の是正については、有価証券譲渡益の原則課税など、課税の適正、合理化の推進であります。五つ目には、現行間接税を抜本的に見直し、消費全般に広く薄く負担を求める消費税を創設するとともに、酒税等については時代に合った抜本的改革を行うことでもあります。したがって、私どもの要望はおおむね政府案に配慮されつつあると判断をいたしております。

しかし私は、政府の改正案を見て賛成という前に、反対はしないという立場に立っております。それでは、所得税法等の一部改正法案並びに消費税法案について具体的に申し述べさせていただきますと存じます。

まず、所得税法等の一部改正法案についてであります。その第一は、個人所得課税の負担軽減についてであります。

所得税については、昭和五十年代以降大幅な減税が行われていないということ等により、国民の多くが重税感を持っております。特に、中堅所得者層の税負担の重圧感、不公平感が強いのであります。消費税の導入ということになれば、これは消費者の負担増となつてまいります。したがって、所得減税は思い切った大幅な減税、例えば消費税に伴う増収を上回る大幅な減税とすることが最低限必要であるとともに、税率の段階を簡素化する必要があり。さらに、所得減税は、消費

税の導入以前に実施し、国民の重圧感、不公平感を排除すべきだと考えます。改正法案はこれらの点について配慮されており、評価できると思うのであります。十二段階を五段階の案にするなどしているようであります。

第二は、法人税についてであります。我が国では、従来所得減税の財源として法人税

の引き上げを行ってきたこともあり、法人課税の負担水準は、実効税率で五一・五五％となっており、主要先進諸外国の例を見ましても高率となつております。したがって、我が国経済の活性化を図っていくためには、少なくとも国際水準までの負担軽減を図るなどの措置が必要だと考えます。

今般の改正法案におきましては、現在四二％の基本税率が三七・五へ、また中小法人では三〇％が二八％に引き下げられるとされております。おおむね評価できると思えます。中小法人については、競争の公平性からも、生協等と同率の二七％に軽減が図られるよう、ぜひお願いをいたします。

第三は、相続税等についての軽減合理化であります。

相続税については、昭和五十年以来、制度の基本的見直しが行われておらず、重税感が強いのであります。したがって、商工会では相続税の軽減合理化について、従来から強く要望してきています。ところであります。改正法案におきましては、課税最低限が現行の二倍に引き上げられているとともに、最高税率も七五％から七〇％に軽減されていることなど、軽減合理化が図られており、評価されるべきものと思えます。

しかし、商工会としては、さらに次の三点を要望したいと思えます。

一つ目は、個人事業者の事業用土地等に生前一括贈与の贈与税納税猶予制度を創設することです。これは農業用資産を見て気づいたわけでございます。二つ目は、中小企業事業承継税制に関し、土地等の事業用財産について、特に低率としていただくようお願いいたします。三つ目は、同族法人の取引相場のない株式の評価については、一定規模の土地等の評価減額を行うこととあります。

第四としては、負担の公平の確保についてであります。国民の税に対する不公平感を排除する必要がありますが、そのためには所得、消費、資産等の

間に均衡のとれた税制を確保することが重要であります。国民が公平感を持って納税できるよう、安定的で信頼感のある税制としなければならぬと存じます。

改正法案では有価証券譲渡益課税、社会保険診療報酬課税の特例について一定の改善を見られます。まだ十分であると思えますので、一層の改善を期待するものであります。宗教法人課税につきましては、今後とも御検討をお願い申し上げます。

次に、消費税法案についてであります。

空にはジェット機が飛び、陸には新幹線が走り、海は高速艇で結び、日本も世界に負けず、高度な社会になつてまいりました。過去を顧みますと、農地の改革、新円切りかえ、財産税法、増加所得税法等の数多くの革命の変遷がなされましたが、大型の所得税減税等を実施し、不公平税制の是正を行うとともに、引き続き、行財政改革を推進することを前提としていたのだと思えます。仮に消費税の導入が必要であるとするならば、竹下総理が述べられた消費税導入に伴う八項目の懸念に十分対応していただき、所得、消費、資産等のバランスをとり、負担の公平に留意した上で導入すべきであると考えます。しかし、導入に際しては、次の七項目について強く要望をいたします。

その一つは、転嫁できる措置を講ずることです。非課税とするものであります。原案の三千万以上をせひともお願いいたします。その三は、簡易課税制度を認め、事務の煩雑さを排除することであり。その四は、税率の引き上げについては歯どめをかける措置をとることとあります。その五は、課税期間を決算期に合わせることであります。個人については暦年と原案になつております。その六は、非課税品目は原則として認めないことであります。その七は、現存の間接税については原則として新しい消費税に一本化することと

また、消費税の導入に当たっては、中小企業に對する影響を最小限度にしていくなことが必要であります。特に、小規模事業者に對する記帳及び納税など事務負担を軽減合理化するために、商工会等を中心に消費税の導入のための人的、財政的支援措置や記帳機械化支援措置等円滑な対策をお願いいたします。

また、小売業者及び下請事業者に対する価格転嫁対策をあわせて進めていただくことが導入に当たつての大前提であり、これらの諸施策を明確に講ずることにより、中小企業者が抱く消費税導入に当たつての各種の懸念を解消していくことが必要であると思います。

したがって、昭和六十三年度補正予算等において次の三つの事業が特に必要でありますので特段の御配慮をお願い申し上げます。

一つは、商工会及び商工会議所による記帳代行オンライン化事業推進のための基金の創設であります。二つ目は、商工会及び商工会議所による消費税に関する相談、講習、研修等の実施であります。三つ目は、各種広報事業の実施についてであります。

以上、私の意見を終わりましたが、なお、昨日の夜、日本橋の間屋さんの代表の方が来て、積極的なPRの実施、転嫁のできる措置、コンピュター処理が可能な実施期間の弾力的措置などをぜひお願いしてほしいという要請がありましたので、この機会に申し添えさせていただきますと存じます。

まことに御清聴ありがとうございました。

○委員長（梶木又三君） どうもありがとうございました。

次に、宇田川公述人をお願いいたします。宇田川公述人。

○公述人(宇田川璋仁君) 宇田川でございます。

本日のような税制改革のいわばクリティカルなポイントで私の意見を述べさせていただけるといいます。うことは大変ありがたいと思うわけでございませ

私は財政学者の末席にいるものでございますが、ただ、税制とか財政を勉強する場合、当然のことではありますが、私はそれを政治経済学的に眺めなければいけないと思つてゐるわけでございます。そういう公の問題については、そのような政治経済的に分析するという方向は当たり前のことであります。経済学の方でそういうアプローチ

がようやく進められまして、私のアメリカの恩師はおととしのようなアプローチですばらしい仕事をされたということでノーベル賞をとりました。

そういうことで、私は本日、税制の細かい議論よりも、そういう税制の見方といえますか、ある点については税制の考え方、そういう点についてお話とい

うか私の意見を申し上げさせていただきます。
それはまず、どういうことかといいますと、**税**
財政その他行政、私ども国民に深くかわかるそう

いう問題、これはもちろん政治的に処理されるべきものでありますが、政治的に処理されるべきものの決定の仕方は、今日デモクラシーのもとでは、もちろん我々が、一般国民が投票する、しかしその上に立って政治家の方々とか役所の方々とか、あるいは財界の方々あるいはその方々のいわ

ばロビイ活動、全体としてそういう形で世の中の政治決定は行われるわけですが、その政治を行ういろいろな、投票者も含めて、それから政治家の方々も含めて、政治家の方々というか、あるいは投票者もすべて普通の人であるという認識なんでもあります。つまり、普通の合理的な個人、もつとはつきり申し上げますと、神でもあるいは

プラトリーな賢人、君主でもない。つまり、合理的で自分の許された利益は追求する。

これは、そういう認識で政治的な現象を見なければならぬ。

ればならないといたしますと、特に政治の場合にはルールが必要なわけにありますから、そのル

ルがきちんとしていなければ、そのルールに基づいて自己の利益を追求するということは当然あり得る。そうすると、ある好ましくない現象が起こったとすれば、その個人を責めるよりも、そのル

ールに実は欠陥があるということを認識しなければならぬ。だから、世の中の政治決定に当たって一番大事なことは、きちんとしたルールをつくることだ、こういうことを私は学び、今とりわけそういう気持ち強く持っているわけでございます。

税制に限りますと、税制の中心は、たとえ消費
税問題があるといたしましても、そのルールの中
心は所得課税であります。所得課税につきまして
は、中心である所得課税に実は本来のルールそれ
自体に欠陥がある、だからいろいろな問題が生じ
たということであります。要するに、ルールを問
題にするということであれば、我々だれでも、国
民すべてが乏しいのはそれぞれの国の状況によつ
て不満はないかもしれない、しかしそのルールが
不正であれば、等しからざるものであれば怒る
ことおびただしいのは当然であります。そういう
意味で、ルールの欠陥があれば、すべての人はそ
のルールの欠陥を徹底的に利用し尽くすものであ
るから、利用し尽くす個人よりも責められるべき
ものはルールだということふうに私は考えるわけであ
ります。

今日の法人税、所得課税を含めてそういう近代的な税制というものはすべての国で行われている。いわばそういう意味で、もう世界的な共通のものにすぎない。幸い我が国においては昭和二十四年、シャープ博士によつていわば目の前にこれが所得税というもののだよというものは見せられていたわけでありませう。それが今日に至るまでにその原点が大部分崩されてきてしまつた。

所得を大きく分ければ、給与、それから資産は目に見える資産と目に見えない資産があります。土地からの売買益を含めた資産というものは、土地はビブルで目に見えるものでありますから、いろいろな問題ありとしても、それなりに資産としての土地からの収益がつかまえられる。ところが、問題は金融資産だったわけであります。シャウプは、御存じのとおり銀行預金はすべて預

金者の実名であるべきだと。世界のルールであり、有価証券はすべて登録制である。キャピタルゲインは全額課税所得に含めよと。これは何の突拍子もないことを言っているのではなく、それがルールなわけであつたわけでありませう。ところが、特に金融資産について大きくゆがめられた。

私のある経験をお話しすることをお許しいただきます。私はいんでありますが、私は財政学者であります。私は大学紛争で講師をやめたんであります。が、長年国税庁の税務大学校の財政学の担当を十年もやりまして、紛争でやめるときは国税庁長官官からよく長くやってくれたという記念杯などいただいたわけであります。そのとき、私ども外部にいたるとなかなか税務の細かいことはわからないので試験をやりますものですから、税務職員の方に今日の税制であなた方が見て一番好ましくない不公平なものは何かということを書いていただいたわけですから。そうすると、異口同音といいますが、八割、九割の多くの方が金融資産からの所得把握が不十分だと。それはルールの欠陥であると同時に、金融機関の非協力で、それは単に所得税制を不公平にしているだけじゃなくて、そのまま相続税制の不公平に連なるということで、いわば税務のディテールを知り尽くしておられたそのころの、あるいは今日でもそうかもしれません、税務署の第一線の方々はそう私に答案として毎年示してくれておりました。そういうことがずっと続いていったわけであります。

今日まで手つかずで、ようやくいろんなものを含めて今日の税制改革が行われようとしているわけでありますが、もうそういうことは単に専門家のいわば実態把握ではなくて、今日の所得税を改革しなければだめだと、それが税制改革の最大の課題だということは国民のまさしくコンセンサスであると言ふべきであると思います。

それから、税制というものは非常に細かにわたるものですから、例えば不公平とはどの程度不公平だということはなかなかわかりづらいんであります。終戦後あるいはシャープ先生が出したこ

ろと違つて、今日は財政学者、経済学者の分析能力はすばらしく進歩しました。そのためには学問も計量経済学とかコンピュータの処理とか、したがって今や税制の分析は民間で十分やっているわけですね。例えば財政学者でも、私の若い親友であり世界的に名をなされた本間大阪大学教授などは、この税制改革について極めて精力的にこの数年間税制改革はどういう姿を国民にもたすかという点を分析している。

つい最近も、本間氏をキャップとする斎藤その他私の若い親友は発表しているわけでありますが、そんなわけで、今や税制についてはどこが欠陥かというところは、もうすべて一般国民サイドで、学者などがいわばリーダーシップをとることと思ひますが、そういう分析能力ができています。それは貴重なインフォメーションとなつてすべての人に理解されているという点であります。ルールがきちんとならなければならぬ。ルールというものはそれを覆い隠せないという状況になつてきているわけでありまして、それは大変いいことだと私は思ふわけでありまして。

最近、この十一月ごろですかに出た本間君たちのグループの分析、彼はそういう世界的な学者でありますから私は大いに信をおくわけでありまして、彼の指摘を三つほど指摘させていただきたい。私もそれに同意したいと思ひます。

それは一つは、五十年代半ばまでは確かに多く言われておりますように、所得分布には平等化の傾向が見られた。しかし、それ以後、五十年代半ば以後は、所得、金融資産については平等化傾向は見られないというのが一つであります。

それから第二は、政府御提案のキャピタルゲイン、これは五%が利益で、二〇%、一%というこれが原則課税という方向であります。そういう原案の課税の案を実施しても、キャピタルゲイン課税はそれをしない場合とほとんど変わらない。しかし、総合課税を行えば、今、政府が御提案の一〇%から五〇%という五段階に非常に簡素化されて負担を低める。そういう場合でも、これを総

合課税すれば所得の再分配には大きく貢献する。

それから三番目、よく言われることは、消費税の導入は、今まで漏れていたものを消費の段階で課税するからクロヨン問題の解決に大きく寄与するといふようなことも言われているわけでありまして、本間君たちの実証分析によれば、勤労者、自営業、個人経営者すべてを通じてこのルートで間接税を課することによるこのクロヨン解消はほとんど見られない。少しはあるんでありますが、余りない。

時間でありまして、最後に私の結びとさせていたいただきたいわけでありまして、こういう実証分析、これはいわばそのデータも分析の方法まで発表されておりまして、我々はそれについて当然おまへのことは間違つていないかこれはということとは言えるわけで、そういう意味でいろいろな実証の仕方をフォローすることはできるわけでありまして、しかし私は、彼は我が国の財政学者の第一流の人でありますから、私もその能力を買つておりますからそういうものをかなり信用しますが、それを見ましても、また今日世上で日々新聞にあらわれているようないろいろな事件を見ましても、必要なのは所得税改革である。そして所得税改革を中心とすることによって、そして今まで政府御当局がねらつていらつしやる税率の簡素化、クロヨン解消、老齢化社会に対処できる、そして法人税を引き下げて国際化にも対処できる、そういうすべて提示されている課題は、所得税を改革しきちんとしたルールを基礎にすることに

よつて全部可能だと、これはまた本間氏なんかのグループでもあるわけですが、やはりすぐれた財政学者である八田達夫氏の、ことし出た「直接税改革」というすばらしい本があるわけでありまして、その中で物の見事にそういうことを解明しているわけでありまして。

したがって、私はここで最後に言いたい結びといたしましては、今言つたことの繰り返しであります、今日税制改革でやりたい高齢化、国

際化、法人税引き下げ、所得税の簡素化、これはすべてその所得税改革の線の上で実現できるものだ、したがって消費税は不要である、こう申し上げて私の話を終わらしていただきます。

○委員長(橋本又三君) どうもありがとうございました。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

○斎藤文夫君 御指名をちょうだいいたしました自由民主党の斎藤文夫でございます。きょうは四人の公述人の方々には大変御多忙のところ御出席をいただきまして、ただいまは貴重な、まためつたに聞かれないような御意見まで拝聴させていただきまして、まことに得るところ大でございます。

私も、実は税制改革論議はもう十年來にわたつて、またそれぞれの内閣のときにも問題を提起し、与野党間でかんかんがくぐの論議をいたしてまいりましたし、また政府税調においても長年にわたり論議を交わしてきておられるところでもございまして、いわんや思ひつき等でばつと出たというようなことは全くないところでござい

ます。そこで、実はきょうはそれぞれの公述人の方々に真剣な税制の御質問を申し上げるつもりでございまして、冒頭申し上げなければならぬのは、先ほど宮本公述人の意見を聞いておりました、賛否はどうあるうとも真剣に私どもはお聞きをして、そしてお互いに論議を積み重ねていく、反対の意見にも十二分に耳をかしていき、これが私どもも自民党のとつてきた立場である

と私は確信をしております。そういう中で、全く先ほどは中身のない感情論むき出しのお話を拝聴させていただきまして、私も多数議席を誇つておりまして、数の論理で

もしも解決するとするならば、本法案も一気かせいに決まるところでございます。また、それを一つの議会制民主主義だ、こう評価をしておられるグループもあるところでございます。しかし私どもは、お互いに意見の違つた者同士が爾々として論議を交わしていこう、いやしくも、言論の府としての尊厳を私どもは高めながら、二院制の意義、あるいはまた参議院の独自性をしっかりと確立をしていきたい、こういうことで今日まで努力をしてきておるところでございます。だからこそ、今日参議院においては真剣に与野党間で論議を交わしておられることはテレビ、新聞でそれぞれの皆様方がよく御承知のとつてでございます。

考え方によりまして、先ほど民主主義の危機だという御指摘がございましたが、民主主義が健全に機能しているからこそ宮本公述人のまさにびつくりするようなお話もこの場で聞かれたわけでございます。私も、それはあなたのお話を拝聴しております。ばかにするものはいかげにしろとか、政府・与野党の恫喝だとか、おまえらは不逞のやからだとか、そしてまた、選挙で落選させるぞ、後で後悔するなどと逆に恫喝をされるような、実は感情むき出しの御意見の開陳を拝聴いたしました、本院における審議の上で私はまことに遺憾な御発言だと思つておるところでございます。立場の違ひだけでは済まされません。したがって、宮本公述人に対する質問は私は中止をいたします。

さてそこで、まず金子公述人にお尋ねをさせていただきます。いろいろのお立場で得るところをお聞かせいだいたわけでございますが、宮本公述人が、行革をすれば、あるいはまた不公平税制を改正すればもう財源はあり余つておられると、こういう御指摘をいただいたところでございまして、私も今日は、例えばこの五年間、人員削減は二万三千三百人、そして補助金カット八千億、あるいはまた予算はゼロシーリング、経常費一〇%カット、さらには国鉄あるいは電電、専売、それぞれ野党の

ももしも解決するとするならば、本法案も一気かせいに決まるところでございます。また、それを一つの議会制民主主義だ、こう評価をしておられるグループもあるところでございます。しかし私どもは、お互いに意見の違つた者同士が爾々として論議を交わしていこう、いやしくも、言論の府としての尊厳を私どもは高めながら、二院制の意義、あるいはまた参議院の独自性をしっかりと確立をしていきたい、こういうことで今日まで努力をしてきておるところでございます。だからこそ、今日参議院においては真剣に与野党間で論議を交わしておられることはテレビ、新聞でそれぞれの皆様方がよく御承知のとつてでございます。

あれだけの激しい反対があつたにもかかわらず、民営化をして軽量化を図つてきたところでございませう。今後さらには食管会計その他等々一生懸命出費を抑制するべく行政的な改革を進めていくわけでありまして、税制改革と行政改革というものは一本でやつてきておるところでございませう。

それだけに、先ほどそういう御意見がございましたけれども、これからの二十一世紀を展望して、高齢化時代あるいはまた国際化時代、本当にシャープ税制をその都度手直しをして継ぎはぎだらけのこの税制で乗り切っていくことができないだらうか、あるいはまた、おつしやられたような財源がこれからは続々と出てくるのか、こういうことについて御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○公述人(金子宏君) お答え申し上げます。

行政改革と不公平税制の是正によつてかなりの財源が生み出されるということは確かだと存じますが、それは今後の財政需要の増大を賄ひ切れるものではない、ごく一部分しか賄ひ切れないであらうというふうには私は考えております。そして、実を申しますと、今お話がございましたように、行政改革はかなりのテンポでかなりの程度に進行してきているというふうには私は実感しております。それは、私どもの大学の例を一つとりましても、非常に切り詰めたやりくりが必要とされてきている。建物のメンテナンス一つにしても大変に苦勞しているというふうなこともございまして、身近に行政改革が進んでいるということを実感しております。

それからもう一つは不公平税制のことでございますが、確かに我が国にはいろいろな不公平税制がございまして、現在でもございまして、けれども、徐々にオイルショック以降それが正されてきているというところは確かであると思ひます。

それで、昨年の利子課税制度の改正、これも今まで非課税だったものを課税対象に取り込むというわけで、これは画期的な改正でございまして、今度のキャピタルゲインも、今まで非課税の

ものを課税に取り込むということで、これも大きな改正でございませう。そういう形で不公平税制の是正も非常に進行してきているというふうには言つてよろしいと思ひます。これは、税制というものはいろいろな政治的な関係の中で生み出されるものでございませうから、不公平税制を完全に払拭するということはなかなか困難ではございませうが、かなりの程度に進んできている。そして、外国と比較しても、我が国の不公平税制の程度というのは少ない方であるというふうには現在の時点では言えるかと思ひます。ただ、もちろんまだ残つておりますので、それをいろいろな形で是正していつていただきたいと思います。

そういうわけで、行政改革と不公平税制の是正だけでは必要な財源を賄うことはできないであらうというふうには私は考えております。高齢化社会が既に進みつつあるわけですが、今後さらにスビッドを増していく、それにつれて社会福祉財源が必要になっていくわけですが、そういう意味では税制を今のうちに福祉型に切りかえておくということがどうしても必要なのではないかというふうなことを考えておまして、その意味で一般的な消費税、広く薄く課税するような消費税の必要性が非常に大きいというふうには考えているわけですが、この辺は私の同僚あるいは知り合ひの財政学者、経済学者の中でも意見は分かれておりますけれども、むしろその必要性を強く認識している人々が多数であるというふうには私は思つております。

直接税の改革、特に所得税の改革については確かにシャープ博士のおっしゃった線に戻つていくということが私は必要であると思ひます。公平負担の観点から、しかし、シャープ勧告のころは、今日のように経済の規模が大きくなり、そして社会福祉支出が増大するというようなことは恐らく予想されなかつたと思ひます。そういたしますと、そういう意味ではやはりシャープを超えることが必要なのではないかというふうには思ひます。それで、早目に福祉型に税制を切りかえておくという必要が非常に大きいというふうには思つてい

いうことだけを申し上げておきたいと思ひます。

以上でございませう。

○斎藤文夫君 重ねて金子公述人にお尋ねをいたします。

実は、いろいろこの委員会を通じて反対の理由というものは聞かせていただいてまいつたところでございませう。たくさんございませうので、さつと題目だけ申し上げます。

例えば、公約違反である。総理の八つの懸念が解消されない。あるいは再配分機能を阻害して金持ち優遇税制につながる。あるいは先ほどもありましたが、行革を先にすべきではないか、そして不公平税制を先に解決しろというふうなこと。さらに消費税につきましては、時期が早過ぎる、拙速を避けて中長期的に見直すべきではないか。

あるいは消費税の持つ逆進性が不公平を拡大する、弱者へのしわ寄せとなるではないか。あるいは物価が上昇する、家計直撃、インフレ懸念、こういうようなことも言われている。さらには税制に歯どめがないじゃないか、とかく間接税は痛税感がないから軍拡路線につながるよ、こんなようなことをおっしゃる方もおられる。それから、一律税率は不合理だ、こういう意見もございませう。さらに転嫁ができない、特に零細小売業はここに大きな懸念を持っている。あるいは事務の負担が増大する。帳簿方式あるいは簡易そしてまた限界課税方式はいろいろ矛盾や不公平が内在している等々、たくさんございませう。

したがしまして、こういうような反対論に耳を澄まして、私も謙虚にお聞きをいたしておるところでございませう。しかしながら、二十一世紀は待たなしにもう十三年後に来るわけでありまして、そのときにおけるところの人口構成あるいはまた、先ほど先生が御指摘になりました福祉型の税制体制に切りかえていかねければならない。さらには社会資本の充実もより必要になつてくる。そしてまた、同時に今日、百五十九兆円の公債を抱えている。言うならば、一面、国家財政は

硬直化の危機にもある。

これらを考え合わせると、これらの反対の理由以上に、新たに税制をここで抜本的に改正をする、そして大減税を一方で行いながら、そして新たな消費税という制度の導入を図つていかなければならないのではないかと。一部御認識、御理解が違つたために反対の御意見もあるところではございませうけれども、やはり政治というものは、一面、国民の皆様方に御認識、御理解をいただく勇氣を持った施策の展開も必要であらう、このように思ひますときに、金子公述人の御意見はいかがでございませうか。

○公述人(金子宏君) 今度の消費税については、いろいろな批判があるということは私もよく存じております。

それで、所得税を大幅に減税する、これはもう本当に必要なことでございまして、国民が重税感を持つておりますし、特にサラリーマンが不公平感を持ち、また負担の累増感を持つておりますので大減税をする、他方では不公平税制を是正する、これが非常に大切なことでございませう。

それから、法人税につきましては、国際的な水準に比べると我が国の負担水準がかなり高いというところもございまして、現在では、それぞれの国の国民経済は国際経済秩序の中に徐々に組み入れられつつあるというふうには私は思つておりますけれども、そういう時代に一つの国だけが高い税率を維持していると、いろいろと国際的な税制の中立性と申しますか、そういう点でも問題がございませうので、これからはだんだん税制の国際的調和と申しますか、ハーモニゼーションの要求が強くなつていくと思ひますが、そういう意味でも法人税率を下げなければならぬということがございませう。

それから、他方では消費税でございませうけれども、これは国民の所得水準が一般的に平準化してきているというところは確かだと思ひます。それで、ライフスタイルも変わつてきているというところもございませう。そこで、現在の消費税制度を見

てみますと、選択的な課税制度であるということもございまして、一般的にサービスが課税の対象から漏れている。そして、今日の最終消費支出では約五〇％がサービスへの支出であるというようなこともございまして、サービスが一般的に課税の対象から漏れているというのは随分大きな問題ではないかと思ひます。

そこで、消費税制度そのものをもつと中立的で公平なものにするためにも、課税対象を広げて一般化するというのが必要でございまして、それからもう一つは、高齢化社会が非常に速く進んでいて、やがて我が国が世界の先進国の中でも最も高齢的な社会になっていくということが予測されているわけでございまして、安定財源の確保ということがどうしても必要なのではないかというふうに私は考えます。

それで、所得税の増税によって大きな収税を得るというのは実は困難でございまして、ですから、やはり安定財源としては消費税が適当なのではないか。ただ、いろいろな問題が消費税にあるというところはそうでございまして、実は選択の幅が非常に狭かったというところもございまして、恐らく、白地に絵をかくならば、ヨーロッパ型の付加価値税のようなものが一番いいであろうということになると思ひますが、それに近いものが昨年廃案になったという経緯もございまして、そこでセカンドベストとしての帳簿方式を考えるほかはなかった。他の一般的な消費税に比べれば、私は帳簿方式の方がずっとよくて、E・C型に次いでセカンドベストであるというふうに考えておるわけでございまして。

それで、確かに納税者に受け入れられやすくするためにいろいろな制度が加わったということも、わかりにくくなっている点はございまして、けれども、これは将来だんだんに改善していく、実施の段階で改善していくことは可能なことでございまして、そういう方向で解決していくのがいいのではないかと、いうふうに私は存じております。

○斎藤文夫君 それでは、宇田川公述人にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの御意見を拝聴してございまして、所得税改革中心主義、それでルールを整備すれば税率もクロヨンも、高齢化も国際化も対応できるよ、こういうような御意見を拝聴いたし、私どもも十分今後考えていかなければならない、このようにも思っております。

ただ、水平的な公平に中心をお求めになるということとあわせて、今日の国際化、しかも金融の自由化時代、企業の法人税率等を下げていかないと、これまた産業の空洞化というような問題も起きてまいります。あるいはまた個人の所得税も十分な配慮をしないか、あるいは勤労意欲の阻害、あるいは外国へこれまた逃げていく、こういうような問題も起きないとは限らないわけでありまして。既にヨーロッパ等においては自国の税制に希望を失って外国へ頭脳の流出、また若年層が流出を起している。スウェーデン等その例を私も勉強をさせていただきまして。

一つの例であります、日本で百万円税金を納めなきゃならない人が、仮に今の税制でニューヨークへ移ったとするならば三十六万円程度で済む。こういうような国際的な自由化時代、果たして所得税改革中心、これだけでいいのかな、こんな気がいたすところもございまして。

それ以上に実はお尋ねをいたしたいのは、税制改革というのはいかなる時代においても国民生活、あるいはまた我が国の経済に影響を最も与えない時期に導入されるべきではなからうか、このように私は思っております。それだけに、現在の日本の経済のファンダメンタルズはいかなる点をとつても最優等生であると思っております。

例えば、経済成長率は去年五・二％、ことしは五％を予測されておると思ひますし、物価も昨年は〇・五％、本年は多少高く見積もっても一・二％足らず、あるいは失業率も二・七％、あるいは所得の平準化もアメリカに比べて約三分の一、こ

ういうようなこと等を考え合わせますと、今こそ抜本的な税制改革というものはこの時期を逸してはないのじゃないか。三年ほど前までは円高不況、あるいはオイルショックのときには日本の企業というものは一体これから先どうなるんだろ、そして円高が始まればこれまた倒産するぞ、景気を波動的にとらえまして二年、三年の波動の中で右左大きく振れてきたのが実情でございまして。

ただかかこ二年、日本経済が世界においてもなるほど実力がある認識をされるようになったわけでございまして、この安定した優位な経済事情というものが一体いつまで続くかということになれば、この予測は非常に難しい。来年あるいは再来年にはまたいろいろなミノアな原因によっていろいろ波風が出てくる可能性もある。こうなりまして、税制の導入というものは今こそ私は最適な時期ではないか、いろいろな形はございまして、そう考えておるところでございまして、御意見をお聞かせいただきたい。

○公述人(宇田川璋仁君) ただいまの御主張、まさしくそのとおりなんです。ただ、そのとおりという意味は先生とちよつと違ふんです。それはどういふことかといふと、税制を改革するには、安定して経済力が高まり物価も上がつていない。まことにいいと思う。まさにそうなんです。だから、何を改革するのにちよつといいか。もう日本はそういうふうな今や世界最高の成長発展した国でありますから、したがって昭和二十四、五年以来続いてきたまだ残つていふところを消すのに一番いいんです。弱いところがあればそれを政府がやらなくちゃならない。だから、そういう意味で先生の御主張と全く同じです。

ただ私は、だからそういう意味で、今までのような形で、貯蓄優遇とか農業軽減課税とかその他がたぐさんあると思ひますが、そういうものにメスを入れて世界に出して恥づかしくない所得税にする。そういうことで、先ほど申し上げまし

たことは、そういうことをやる一環の中に、当然低目の税率、世界との歩調、それから法人税率は私も割高だという声をよく知っております。私も実はそういう分析をしたことがございまして、これもういろいろ細かなところがあるわけですが、そういうことにもたえらるるということでありまして、ですから私が申し上げましたことは、所得税の現在の高い累進度を維持して、それで課税ベースを広げて、税収がたぐさん出てくるからそれでおやりなさいということじゃありません。課税ベースを広げ、そして法人税を下げましよう。今の一〇・五〇％の所得税もできるわけですね。そして福祉社会もできるということを経済分析で示すことができる、こういうことを申し上げたわけでございまして。

それからもう一つ、そういうことで、政府御当局の問題とされているところは今のよう形でカバーできる。事実、財政の諸問題というのは、閣議決定の昭和六十五年赤字国債償却というものはもう目に見えらるるところにある。

それから、私きょうは地方税制に触れませんでしたけれども、地方税制について言えば、国税の場合よりも地方税制はある意味でちよつと困つていふ状況なんです。それはどういふことかといふと、住民税減税ですね。それから地方の大きな間接税は消費税の中に組み込まれる……

○斎藤文夫君 時間がありません。恐れ入ります。

○公述人(宇田川璋仁君) ああそうですか。はい。

○斎藤文夫君 ありがとうございました。地方税についてもお聞きしたかったわけですが、時間がございませぬので。

最後に、佐多公述人にお尋ねをいたします。大変中小企業のために日々御努力をいただき、心から敬意を表します。特に、公述人はコンピュータ導入について大変御努力をされてきておられます。今回も特に、商工会議所と商工会をオンライン化して記帳代行業務を取り扱いたい、こう

いうことで基金の創設等に御努力をされておられる。この基金の規模、そしてネットワークの完成はいつごろか。時間がたいものですか一言だけでもお尋ねをしたいと思います。

○公述人(佐多宗二君) 商工会並びに商工会議所記帳事務代行をやっておりますが、消費税で今後特にこの仕事が増えるだろうというふうに考えております。そこで、コンピュータ・オンラインを安定的な方向でやるために、少なくとも百億円の基金をお願いしております。また、その他にも五十億してございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○斎藤文夫君 実施時期はいつですか。

○公述人(佐多宗二君) 実施時期は一年以内に考えておりますので、よろしく願います。

○斎藤文夫君 これで終わります。

○志吉裕君 社会党の志吉です。

宮本公述人の発言について斎藤議員の所見が述べられました。国民の中には公述人と同じようなままだにうつぶんに近い気持ちがあることは事実なので、もし国民全部に公述人としてこへ来てもらったら恐らくあのような発言がこの委員会を圧倒するだろう。問題は、それをどう受けとめて案法をどう処理するかは我々議会側の問題であって、税制に絶対というものはなかなかないわけでありまして、その時点で国民の選択によるというのがルール。国家の根幹である税に対する国民の信がなければ成り立たないと言われるゆえんだと思うんですね。だから、耳の痛い話を聞いたからといって感情的に反論を加えるのは、それを憐れむというんですね。しかし、そういう論争をするのはこちらじゃないので、ただ、公述人にそのような発言をすることは適当でないという、これも議会の見識として述べておきます。

最初に金子公述人、宇田川公述人、どちらも学者の先生方で、税財政の御専門家で多くの論文にも我々は接しておりますので、ちよつと共通課題を聞きますが、実は衆参を通じて、今度の税制改

革の賛否はちよつとこつちに置きまして、それにして消費税法案というのは、税法の常識からいってもこれはむちゃくちゃじゃないかという感じを率直に言つて私は審議して感じてますね、これが一体税法についていふものか。我々議会が法律を決めるわけですが、租税法主義というものは議会で決めるやいふものじゃないので、それなりの発展過程をとつて拘束をされるべきさまざまな条件を持っています。

それから見ると、どうもこの税法は、小倉会長ですら墮落型と、大蔵省の主管の局長は不公平といえ不公平というふうな発言をしてる内容を、ここで時間もございせんから私は税法の内容に触れませんが、いわば負担者じゃなくて納税者に配慮をし過ぎた結果、あるいは売上税の反省をどう取り違えたのか、とにかく納税者に受け入れられるようにしようというところで、消費者と納税者の間のさまざまな問題を初めとする随分いびつな税制でないかというところが我々の懸念材料の一つです。後世に禍根を残しはしないだろうか。

金子先生、いろいろ問題もあるようだがおいおい直してもいけるだろうと言いますが、不公平税制とだれもが思っているものが直せないのは、実はそれが既得権になっているからなんです。それでまた、ゆがんだ税制であつても、それをもとにして国民が税金とつき合ひをし商取引が行われる。したがって、みだりに変えるということはそれなりの経済攪乱要因になるわけですね。きのうつくつてあした都合が悪いから直そうというわけには、ちよつとくらちよつとこれは政治過程にも受け入れられにくいし、経済攪乱要因にもなるという意味で、僕らはつくるものなら立派なものをつくりたいという意味で議論をしてみしても、ちよつとこれは、特にもう学者から見ますとなつちやおらぬというレベルのものじゃないでしょう。両先生から簡潔にお聞かせいただきたい。

○公述人(金子宏君) それではお答え申し上げます。

これは、先ほど申し上げましたように白地に絵をかく場合であれば、もつと違つたものがかけると思ひますけれども、何といひますか白地にかくとすれば、恐らくE型付加価値税のようなものが国際的なスタンダードという点でも採用する場合によろしいのではないかと思つておりますけれども、E型に近いものであつた売上税が廃案になつて、その経緯から次のベクトルは何かということを検討した結果、帳簿型の課税ということに落ちついてきたわけですが、ただ帳簿型の課税方式、純粋な帳簿型から見ますと、またいろいろ今おつしやつたような修正箇所があるのかもしれない。ただ、これはいろいろ経緯でそういうふうになつたということございまして、私も法案を何度か読みましたけれども、何というのか別にふでなものであるというふうには特に思ひませんでした。

いろいろ制度上改善すべき点があることは確かですけれども、それはだんだん改善可能であらうというふうには私は思ひます。

それから、事務負担の点がいろいろと問題になつていふようございまして、これはどうも私が見るところでは、消費税は新しい租税ですので、いろいろとわかりにくい点はございまして、法人税や所得税の方がもつと複雑なのではないかという感じを私自身は持つております。

それから、納税義務者に配慮し過ぎではないかというところございまして、これは昨年の経緯なども考え合せていふところには落ちついたものであらうと存じますけれども、この点は実施に当たつて、転嫁が十分に行われるように、他方では過剰な転嫁が行われないようにということを十分に配慮していく必要があるというふうに私も思ひます。それで、この点は、通れば恐らく何といひますか、いろいろ問題が出てくると思ひます。既に現在いろいろな本が出版されておまして、私が見ただけでも随分たくさんあるという感じを持つておりますけれども、そういうようなものを通じて徐々に納税者の間にいろいろな知識が普及しつ

つあるのではないかと、むしろ納税者となるべき方々は現在対応態勢をとりつつあるのではないかという感じもいたします。

ですから、一たん採用した後でいろいろ……

○志吉裕君 簡潔で結構です。

○公述人(金子宏君) はい。直していくというふうには私は思つてゐるわけですが、既得権化という点はあるいはあり得るかもしれません、ただ、現在これから世界の税制がハーモナイズされていくという時期でございまして、むしろ合理化と申しますかE型に近い方向に改めていくという圧力が働いてくるというふうには私自身は思つております。

以上でよろしくございましょうか。

○委員長(梶木又三君) 公述人の方に申し上げます。

時間が限られておりますので、お答えは簡潔にお願いいたします。

○公述人(宇田川雄仁君) それでは簡潔に申し上げますが、私は、一九七三年ですか英国がE型に加盟する前で、実態調査に参つた経験があります。そこで、ヨーロッパ諸国で得た結論だけ申し上げます。

一つ、そのときは私は中小企業の同業者と一緒に رفتつたんですが、この方々は転嫁できないんじゃないかといふことを一番心配しておりました。向こうの答えは明快であります。税額票があるから、インボイスがあるから転嫁できる。それから、これはインボイスがなければわからないけれども、インボイスがあつて転嫁を保証してくれるというところあります。

それから第二は、ドイツあたりはよく主張しておりますが、付加価値税のメリットは業者に帳簿をちゃんとつけてもらう、そういうことをさせるメリットがあるということでありまして、

それから、これはちよつとそのときの経験より最近のことになりますが、御存じのとおり、アメリカでも付加価値税を導入しようという考えはずつとあります。アメリカのそういう税制の実務家

及び学者グループ、そういう税学者等とよく研究会をやるんですが、ヨーロッパからのアドバイス、それはアメリカがやるとすれば単一税率にしないといふことでありまして、単一税率といふことは、免税とか非課税とか簡易課税とか、そんなことはしなさんな、こういうことでございいます。

○志吉裕君 これも両公述人にお伺いします。

垂直的所得再配分機能を持った税制というのはそれなりに国民の間に受け入れられている、定着をしているというふうに我々は理解をしています。

ところで、今度の税制改革の特徴をそれぞれお話がありました、フラット化であるとか税率のプランケットの幅のことはちよつと性格が違いますが、全体として法人税でも資産税でも所得課税でもフラット。それからまた、消費税というものは比例税率ですからこれは大きい意味での税制のフラット。こうなつてまいりますと、金子先生も先ほどちよつと指摘がありました、やつぱり富の格差というふうなものに寄与してしまう、国民によつて常識的に受け入れられてきた垂直的再配分機能が失われる。これは非常に懸念材料なんです。

そこで、税法の常識として、そのような税率のフラット化等のような、そういう税構造のフラット化というふうなものを仮に選択するのであれば、少なくとも資産課税、特にあの世まで持つていつちや困る相続課税、こういうふうなものを徹底するものとまさにセットでないとけないというものが税法の常識じゃなかったんでしょか。その点、それは幾らかキャピタルゲイン課税の話がありましたが、宇田川先生の話ですと、本間教授のフォーラムの結果を出して何にも寄与しないという実証的研究の話があるんです。

結局、なぜこうなるのかという、やつぱり日本の所得の平準化という認識が政府の方にはある。しかし、それに疑問を挟むならば、実証的に見るとそのような実態はない。特に、最近におけ

る金余り等を背景にした資産所得の拡大というふうなものから見ますと、今、資産所得の拡大にブレイキを踏むべきなんだであつて、アクセルを踏むべき時期ではないんじゃないかというところが実は両論の分かれるところになつていっているんじゃないかと思うんです。

私は、日本において所得の平準化、いわば所得階層分布というふうなものが日本にそんなにデーターがあるとは思いません。私も探してみましたが、感じて言っていることはわかりますね。あとは単純に所得階層の五から五まで比べて倍率が減つたとかそんなことだ。それも中身を見れば、一体資産課税が第五階層に入つておるのか、あるいは移転所得を受けておる第一階層にそれらが抜けてないのかというふうな、いろいろありますね。これはちよつと宇田川先生が本間教授のフォーラムの実証的研究を例に出してフラット化という状況はないという御発言、それから金子教授は、フラット化というものを背景にして消費税の導入が全体として公平に寄与するという論理を展開するんですが、これは率直に言つて両論です。

もう一度、このところをお話しいただきませんか。

○公述人(金子宏君) 私は、所得は著しく平準化しているというふうな考えです。それから、富の点についても日本は欧米諸国に比べればずっと富の平等性が高いと思います。ただ、何と云いますか、一部で富の格差が集中している、そういうものが生じているという現実があることはいろんな資料から存じております。

それで、フラット化と所得税について申しましたけれども、これはアメリカの場合ですと一五%、二八%という二つの税率で、さらにその上に三三%というのがあるわけですが、私もここまで下げるのは不適当だと思つておるわけでも、下げるの五〇%ぐらいであるというふうな思つておるわけでは、今度のは六五%ですけれども、下げるの五〇%ぐらいであるというふうな思つておるわけでは、と申しますのは、水平的公平と同時に、垂直的公平というのやはり大切

なことでございまして、それは富の格差は正というものが背景にございます。ただ、今まではどうも高過ぎたというふうな私は思つております。高過ぎると、さつき申し上げましたように、いろいろな問題が生じますので、相当に下げなければならぬというところは確かだと思ひます。

それから、相続税のことにお触れになりましたけれども、所得税の場合は税率が高いといふいろいろな効率を害するといふことがございまして、相対税率の場合は既に蓄積された富でございまして、勤労意欲を阻害するとか、そういうことはございまして、所得税の税率よりは少し高いところにセットされてもいいのではないかと云うふうに思ひます。今度の改正でも、七〇%がたしか所得税の最高税率だつたかと存じますが、それもそういう考え方に基づいていられるというふうに存じております。

それから、キャピタルゲインのことですが、やはりたぶん分離課税であつても課税対象に制度上加われば、それはちゃんと執行することになりますから、ほとんどに等しいということはないはずでございまして。かなりの税収がそこから上がり、そして資産所得であるキャピタルゲインに対する課税が行われるということになると思ひます。もちろん将来の方向としては総合課税の対象に持つていくということが必要ですが、今のところ、まだ把握体制が整備されておられませんので、把握体制の整備とあわせて総合課税化は考えなければならぬというふうな考えております。

以上でよろしうございまして。

○公述人(宇田川謙仁君) まず、所得分布が平等化しているといふのは、これは統計的に吟味するべきことなんです。普通OECD等でやつてい

しているといふのは、ああいう人によればそれはそれで、日本が一番平等なのかもしれないと言つております。その点はひとつよく御検討をいただきたいと思ひます。

それから、資産について格差が縮まつてはいない。それは五十年代以後拡大しているといふことは、これはもう実感でわかることであつて、そういう状況だと思ひます。したがつて、これからそういうことであるといふと、よく粗っぽく言ひまして、フロアとしての所得とか消費に低い税率をかけるということであれば、やはりだれもが思うことは、相続の方をきちんとしないと、日本はまたその階層といふことが、経済的な階級社会への道を行くといふことは心配する。そういう意味で、今、先生おっしゃつたように、相続税の方をきちんとするといふことはそうなんです。

それで、相続税をきちんとするためには、これまでも知つていられるように、土地の方に移してしまえば低評価であるといふことで、だから相続税の場合は、その相続課税における土地評価をどうするか。そのまゝ時価でやつたらたまらないから、評価はきちんとして税率を下げようじゃないかと。これで公平になるわけですね。そうすると、土地がそういうことをやるとすれば、今度は土地ではうまみがないといふことであれば、相続は金融資産で持つととちやうとシフトする。だから、相続税をきちんとするたためにも金融資産をちゃんと持つておく、金融資産をちゃんと税務行政的に捕捉しなければならぬんで、そういう意味で、金融資産の方に、従来日本の方は一番これが抜け穴だといふことはもうだれでも知つてい

があればそこに行くのは当然なわけですから、そういう点にすべて目を通してきちんとお願いをしている、こういうことだと思います。

○志吉裕君 佐多参考人、一つだけでいいです。個人事業の利益は事業主のものになるんです。ね。その事業主に給与を払うというのは、もともとみな自分の利益になるんですから、それに給与を払うというのは不合理じゃないかというのがとかくの論争になるわけですね。どういう御見解ですか。

○公述人(佐多宗二君) わからないんですが、ちょっと。

○志吉裕君 事業主に給与を払うでしょう。今そういう制度をとっているでしょう。それが不合理ではないのと。サラリーマンからすれば不合理だというのが、いわゆるみなし法人の問題で一番の大きい議論になっているんですが、その点について何か御意見はありますかというんです。余りありませんか。

○公述人(佐多宗二君) 消費税のことを考えておりましたので、その問題についてはちょっと勉強しております。

○志吉裕君 それじゃ、それで結構です。

金子先生、一つだけ簡単にいいですが。

配偶者特別控除ですね、ちょっと先ほどお触れになりました。私は、こういう普通のものではない特別なものを持つてきますと、それはまた、おれも特別にしろというのがいつぱい寄つてきて税制が緩くなる。特別な措置をつくると、どうしても課税ベースが狭くなるものですから、財源的には税率を上げなきゃならぬという悪循環、これは一例ですが。

今、この配付を例にとりますが、一つは婚姻に對して中立的でないんじゃないかと、もう一つは、こういう特別なものをやたらとこぶのようにくつつけると、税制がやっぱりゆがむ原因になると。おれもおれもというので、いろんな個別的利益が税制目掛けて押し寄せてくるということ、

基本的には望ましくないという意見については、先生の御意見はどうですか。

○公述人(金子宏君) この配偶者特別控除という制度は、事業所得者の場合には、配偶者を雇用して給与を支払って所得分割が行われるので、専業主婦と言ふ言葉が悪いですが、専業主婦の場合にもある程度同じような取り扱いをしてもいいのではないかとこの考慮からできたわけでございます。同時に、勤労をしている主婦の場合についても、課税限度をそれに応じて引き上げましたので、結局同じような取り扱い、勤労をしている主婦も専業主婦の場合もそういうことになったわけでございます。

それで、これはただ、特別措置とは考えられておりませんが、何かこれがほかの措置を呼び起こすかどうかという点になりますと、その可能性はまずないのではないかとこの私には思っておりますが、何か、あるいは私が気づかないことがあるのかもしれないので、その辺はもう少しよく考えてみたいと思います。

○志吉裕君 もう一つ、金子先生、一言でいいですが。

憲法十四条からの要請からくる最低生活非課税原則、これを消費税に貫くとすればどういう方法がいいでしょう。

○公述人(金子宏君) それは、結局二つほどの方法がございます。もちろん課税最低限を所得税の方で引き上げ、それから所得税を支払わない低所得層については社会給付を増加させるというようなやり方と、それからアメリカで最近議論されている還付を伴う消費税というやり方と、両方のやり方があり得ると存じます。

○志吉裕君 宇田川先生、その還付制度はどんなものでしょうね。仮に消費税を導入する場合、課税最低限以下の者は還付という方法については、御所見ございますか。

○公述人(宇田川謙仁君) そういう案もありますけれども、事実、消費税が入ればそういうことになるでしょうね、そういうことをすると。なぜか

というに、これはアメリカのレーガン税制改革でも言っているけれども、消費税の非課税を認めても、例えば生活必需品、この非課税の便益を受けるのは、要するに低所得者じゃなくて中所得者、高所得者もみんな入ってしまうということですから、消費税のことであれば、まあそれしかないということですね。

○志吉裕君 わかりました。

最後に一言ですが、宮本公述人の絶対反対の立場はわかりましたが、ひとつそれはこちへおきまして、自民党が無理やり押すかもしれないので、ね。仮にこう入ったとして、四月までに間に合いますか、皆さんの実際の仕事から見るとどうですか。いろんな段取りが間に合いますか。

○公述人(宮本卯一郎君) 私たちは、あくまでも粉碎しようという決意でございます。

○志吉裕君 わかりました。

○塩出啓典君 公述人の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

それでは、最初に宇田川先生にお尋ねします。先生はルールをつくれと、特に、金融資産のいわゆるキャピタルゲイン等の把握が非常に不十分であるという、こういう点のお話があつて、私たちも同感でございます。そこで、今の我が国の税制は、むしろ総合課税よりも分離課税の方向にきている、そういう向きがあるわけですが、やっぱり総合課税をすれば、そのためにはどうしても番号制度等も導入しなきゃならぬ。また、仮名預金やあるいは証券取引においても仮名や借名等を厳重に禁止する。そういう方向が世界の、まあ国によって違いはあると思いますが、大方先進国の方向であると思っておりますが、先生のお考えをお伺いしたいと思います。

○公述人(宇田川謙仁君) 私の理解する限りそうだろうと思つてます。そういう制度が世界の共通の制度であるというふうに感じます。

○塩出啓典君 番号制についてはいろいろプライバシー等の問題で、消費税の反対ほどの反対はあ

りませんけれども、必ずしも理解の得にくい問題もあるわけですね。この点、いわゆるプライバシーの保護に配慮してやるべきだと、私たちはそのように考えているのですけれども、先生のお考えはどうでしょうか。

○公述人(宇田川謙仁君) そういう目に見えないものを、どこへでも行けるものをつかまえるのは、つかまえるだけの行政が必要で、コンピュータの今日、それが一番威力を発揮する。それで、アメリカ初め西欧諸国もここ何年か、十年かの間、それが完備したということだろうと思つております。

○塩出啓典君 金子先生にお伺いしますが、先生は今回の消費税導入を福祉型税制と、こういうのはきょう初めてお聞きしたわけですが、私たちは消費税というのはかなり逆進性がありますからむしろ反福祉型税制である、このように考えているわけですね。恐らく、先生の福祉型と言われるのは、これからの高齢化社会に向かつて財政需要がふえてくる、そういうときにその福祉財源を確保するのに非常に増税しやすい、そういう意味で福祉型税制とおっしゃったんじゃないかな、このように理解しているわけですが、それでよろしいんでしょうか。

○公述人(金子宏君) それは必ずしもそうではないと思いますが、要するに、既に社会保障支出というのが非常に伸びを示しているという現実がございます。それに対応するという意味も持つていくわけでございます。それで、私は長期的に見ればやはりこの導入によつて税制が福祉型に切りかえられるということになると思つてます。後の人は恐らくそういう評価をするのではないかとこのように考えております。

〔委員長退席、理事平井卓志君着席〕

それから、税率を引き上げればということをおっしゃいましたけれども、これはそう簡単に引き上げられるものではないと思つてます。すし、租税法律主義というのがございますから、これは国会がお決めることでございます。私

は、税率の点については特にここでは意見は申し上げなかつたつもりでございます。

○塩出啓典君 私たちも、将来財政需要もふえてくるだろう、行政改革もやっつけていかなきゃいかぬ。しかしその場合に、消費税の税率もあるいは上げなければならぬような状況にはなるんじゃないか。そうなりますと、小倉税調会長は、今の帳簿方式は墮落した消費税だと言われているわけですが、どうしても将来の税率アップがあつた場合には、今の形ではやっぱり生活必需品とかぜいたく品の税率に差を置くことはできない。そういう意味で、大蔵省も将来はE.C型の付加価値税、伝票方式に変えなければならぬ、こういう考えを持つておるようですけれども、先生はE.C型の方がよりベターとお考えですか。

○公述人(金子宏君) 白地に絵をかくのでしたらそう思いますけれども、この制度、小倉会長の御発言がございました。小倉会長は、日本的に修正されたという意味であらう言葉をお使いになつたのではないかと私は思つておりますけれども、いろいろ問題があれば、だんだん改正されていくということになると思ひます。そして、もし仮に将来財政需要の必要上税率を上げるというようなことになれば、やはりE.C型の方がベターではないかというような世論が形成されるということもあり得ることであるというふうに私は予想しますけれども、これは将来の問題でありますので、何とも申し上げようがないと思ひます。

○塩出啓典君 宮本さんにお尋ねしますが、いろいろ言われました。

(理事平井卓志君退席、委員長着席)
私たちも、民主政治の建前から、公約違反の税制を導入するということは、政治の原点としてこれは政治のやるべきことではないと思ひます。しかし、そういう点は別として、また不公平税制も是正、あるいは行政改革もやらなければならぬと思ひますのでありますが、もしそういう点もやつたとして、そういうことは理論的にできるかどうかは別としても、その場合、消費税のようなもの導入にはあくまでも反対であるのかどうか。

それともう一点、その反対の理由は、私は、価格アップが、価格転嫁ができないという点、それと事務処理が非常に大変だという、この二点ぐらいがやっぱり中小企業の皆さん一番最後に残る反対意見じゃないかと思ひますが、それ以外に何かあれば、大体そういう考えでいいのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○公述人(宮本卯一郎君) 先ほども申しましたように、行政改革を十分にやり、また不公平税制を確実に是正するならば、もう消費税の問題は出てこないだらうと思ひます。消費税は絶対に必要がないと思ひます。したがって、消費税が出てこなければ価格の転嫁その他の問題も出てこない、このように考えております。

○塩出啓典君 佐多さんにお尋ねしますが、あなたは全国商工会連合会の会長で、傘下には大変たくさんの中小企業があると思ひますが、私は、この傘下の中小企業の人たちも今回の税制改正には反対の意見が非常に強いと思ひます。ところが、会長はここで賛成意見を述べたわけでありまして、本当はみんな反対だけれども、自民党が言つていからもう賛成やむを得ないという、そういうお気持ちなのか、本当に全国のそういうあなたの団体の人たちの意見というものは聞かれていたのかどうか、どのようにお感じですか、そのあたりは。

○公述人(佐多宗二君) 先生がおっしゃるようには、反対の意見も相当ございます。しかしながら、やはい基本的には、企業家でありまして、法人税、所得税を減税していただくわけですから、その反対の理由というものは、価格転嫁ができるかどうかということと、帳簿が面倒ではないかという点が中心であります。反対の意見も相当聞いたわけでございます。そこで、転嫁の問題と帳簿を簡単にすれば賛成してもよろしいというような大方の意見にまよつておるわけでございます。

○塩出啓典君 それでは、最後に佐多さんも言われましたけれども、四月一日実施ということは非常に難しい、しかもまだ法案は審議をしている。この国会で結局通つたとしても、今の国会は二十八日で、もう年末は何もできない、そういう点を考えますと非常に厳しいと思ひます。

それで、先般のこの委員会においても、竹下総理は何としても四月一日からやると、そういうことなんです。しかし現実として、四月一日にやろうなんということはもう大変なことであろう。こういうことは、その無理も、言葉のないぐらい非常に無理の上の無理の話じゃないかと思ひます。すけれども、そういう点はあなたは会長として全員の業者の納得を得られると思ひますか。

○公述人(佐多宗二君) そういう意見も相当ございます。しかしながら衆議院の、四月月ないし六カ月は税務上弾力的に扱うということも期待しておるわけでございます。そういう意味から、さほど四月実施に目立つたような反対はないわけでございます。

○塩出啓典君 それでは、公述人の皆さんから大変簡潔に御答弁をいただきましたので、あと一分残つておりますがこれで終わります。

○吉井英勝君 日本共産党の吉井英勝でございます。

公述人の皆さんには、きょうは本当にお疲れさまでございます。どうもありがとうございます。宮本公述人のお話を伺つておまして、二年前には、大型間接税はやらぬというところで一生懸命自民党も選挙で頑張つておられたというところは、私もよく知つております。それから、昭和四十九年以來自民党の先生を顧問にされた、ことし八月二十五日には顧問を解任されたとか、いづれにしても、その間一生懸命やつてこられたということとはよく存じ上げております。

それで、消費税導入問題を前にして怒りを持ち、そしてこの消費税導入による経営危機ということを中心にして、いわば悲痛な訴えの声を上げられた。そういうことで、先ほどお聞きしたことにしたのは、政治家たる者そういう市民の皆さんの

声をしっかりと胸に刻んで頑張らなきゃならぬという、こういう思いで聞かせていただきました。

さて私は、四月にも「全経連新報」をいただいで読ませていただきましたが、その中で商売と生活を守るためのやむにやまれぬ行動であるということ、そういう思いからこの間もずっと頑張つてこられたということはよくわかるんです。ですから、先ほども幾つかの質問にお答えいただきましたように、この問題は、通つたらどうなるのか、そうじゃなくて、これをやめる以外に解決はないんだというそのお話はお話としてよくわかるのであります。競争の激しい業界と聞いておりますけれども、消費税が経営にどういうふうな打撃になるのかとか、また再販制度との関係もあわせて、業界の皆さんの実態とか、そして経営上心配なさつていらつしやる問題について、少し業者の立場からお話を聞かせていただければと思ひますので、よろしく願ひします。

○公述人(宮本卯一郎君) 中小企業は非常に今厳しい環境の中にございます。

私の業界でございますが、年々、組織の者の中の二・五％ないし二・七％が廃業あるいは転業に追い込まれております。したがって、こういう消費税が導入されましたら、もうこの廃業、転業はさらにさらにそのパーセンテージの度を増しまして、非常に多くの者が経営困難、そして路頭に迷うという者も相当出てくるだろうと思ひます。また、そういうようなことで私どもはもう自分の生活を守る、営業権を守るというふうなことで消費税に反対しております。私どもは、決して感情論で言つてゐるわけじゃございません。自分の生活と営業を守るというところでございます。

そういうふうなことで、今、再販の問題がどうのというふうな話も出ましたが、そういうことは考えておりませんで、まず営業を守る、そのためにはぜひ消費税を粉砕したい、こういうことでございします。

○吉井英勝君 そういうことなんです、特にメーカーの支配のかなり強い業界でもありますし、

メーカーの系列支配と申しますか、そういう点で導入による問題もこれはかなり伺っているんですが、さらに御心配していらっしゃる問題などございまして、あわせて伺っておきたいと思ひます。

○公述人(宮本卯一郎君) メーカーの支配というようにすることは全くございせん。私も、自分の意思によりまして自分の店を経営しております。

○吉井英勝君 まあ各系列ごとでありまして、その問題についてそれはそれとして伺っているんですが、

それで、金子公述人とそれから宇田川公述人に伺いたいと思いますが、この法律が仮に通った場合、四月一日より効力が生ずると。そうすると、仮に六カ月間弾力運用だということにしても、その場合、業者の方が消費税を徴収してもよいし、しなくてもよいということではあるか。また、この間に業者の方が税務当局に対して納税してもよいし納税しなくてもよいと、そういうふうなことが税法また税制度としていかなる意味を持つてくるかということについて、学者の方のそれぞれの御見解をお二人から伺いたいと思ひます。

○公述人(金子宏君) それは、やはり最初は新しい法律の実施の段階では、混乱とかあるいは納税者の不理解による、理解が十分でないことによる執行上の問題とかいろいろ起ると存じますけれども、その辺は適切に税務当局が対処するほかはないというふうには私は思っております。あるいは国会が何か附帯決議をするとか、そういうことも別がない。あるのかどうかその辺はわかりません。やはり法律が通ればそれは弾力的に運用するということはもちろんしばらくの間は可能でございまいしうけれども、徴収したものを納付しなくともいいということが言えるのかどうか。私はそれは、あるいは少し期限を徒過してしまふとか、そういうようなことは実際問題としては納税者がふなれたためにあり得るかもしれないというふうな感じはいたします。

いずれにしても、新しい制度ですので、混乱とかそういう問題はあるかと存じますが、徐々にそれは定着していくのではないかとこのように思っております。時間を経るに従つて。

○公述人(宇田川璋仁君) 私は、法学者じゃございせんものですから、税法の規定についてはよくわかりません。

一般的に、そういう事業という仕組みの中に税をほり込む場合には、例えば先ほど私共と触れましたが、英国は付加価値税が一新しく入り、その後ニュージールランド等々に入りまして、十分にインフレーションとお互いの意思疎通を固めた上で、そして用意ドンでいっていると思うわけでございまして。ビジネスの世界だったらライニング・バイ・ドゥーイングですか、やりながら学ぶということはあると思ひますが、税法というのはライニング・バイ・ドゥーイングでは困るんじゃないかと素人なりに考えております。

○吉井英勝君 最後に一点、宇田川公述人からお聞きしておきたいと思ひますが、3%の転嫁カルテルの問題ですね、これは独禁法の骨抜きにつながる問題について御見解をお聞かせいただければと思ひます。

○公述人(宇田川璋仁君) 3%を転嫁するというところで、ですから、私先ほど言いましたように、本来、税の中に転嫁を確保せしめるような措置がとられて、そしてその独禁法は独禁法としてファンクションが違ふのでありますから、それでやるということのはずなんです。ところが、ファンクションを税法の中に引用するというのは、これもまた世界のルールとは反するのじゃないか、私は余り世界のあれは知りませんが、経済学者としてはそういうふうな考える次第でございまして。

○栗林卓司君 まず、佐多公述人にお尋ねをいたします。消費税についてであります。御関心が転嫁であることは申すまでもありませんけれども、転嫁をするためには上乗せをする税額はきちんと計算

されていなければならないことになりまして、したがって事務処理はどうしても煩雑になるわけでありまして、じゃ、事務処理を簡単にすると転嫁ができるかというとなかなかできない。転嫁はしたいけれども事務処理をどうするかというこのジレンマに達するわけであります。この問題をどのようにお考えになっておられるか。

また、転嫁の問題も、消費者と事業者との間の信頼感、これがベースにないと転嫁もうまくいかないわけでありまして、今回の消費税法案というものが事業者と消費者の間の信頼感を高める方向で作用するとお考えになっておられるかどうか、この点についての御所見を伺いたいと思ひます。

○公述人(佐多宗二君) 消費税は帳簿方式と別記の方式とがあると思ひます。新聞その他には、帳簿方式では税金が微量漏れるのではないかと心配をいたした記事を見ました。しかし、今の帳簿方式でいかに大抵三倍ぐらいの事務量になると思ひます。見直すときは別といたしまして、さしあたりはやはり帳簿方式でさほど漏れるのではないのですから、指導していただければ立派なものだというふうな考えております。

○栗林卓司君 それでは、金子先生と宇田川先生に同じ質問であります。金子先生と宇田川先生に同じ質問であります。金子先生と宇田川先生に同じ質問であります。

税法の審議のあり方ということでは、ありますが、この消費税法案、政府の姿勢を見ております。と、例え話で申し上げますとこんなことになると思ふんです。我々は西に行きたいんだ、そこで車を持ち出して乗って行きたいんだ、そこで、道路事情がよくないから乗り心地が悪いからしらぬ。しかもこの車にはハンドルもブレーキもついていない。ハンドルがついていないという意味は不公平だという意味です。ブレーキはついていないけれどもついていない。どうなるかわからぬけれどもとにかく発車させてくれ、道々直すわ、こういうことなんです。そういう車に乗れと言われたら、皆さんどうお考えですかとお尋ねするのが本旨なんです。税という国家権力の

力でのいや応なしに国民からお金を召し上げていく、それを審議する審議の仕方として、今私が例示申し上げましたような、とにかくだまそう、うそを言おうと何だろうと乗せてしまえばこちのもんだと、こういったやり方というのは一体どうなんだろう。この点についての御所見をぜひ承りたいと思ふんです。

○公述人(金子宏君) どうも私は、自動車とそれから税制との関係がよくわかりませんでしたけれども、今度の税制改革案ではいろいろと、一番最初に申し上げましたように、公平とか効率あるいは簡素というような考慮が払われているというふうな思っております。そういう意味では、ハンドルもブレーキもついていないのではないかとこのように一応お答えしておきたいと思ひます。

○公述人(宇田川璋仁君) これは先ほど申し上げたことではあります。税制というものは、ルールの中でも、私は法学者ではありませんが、法律には憲法、基本法と通常の法律があるわけでありまして、税法は憲法みたいなものかと思ふんです。例えば予算などは一年が終わりますとそれで終わる。ところが税法というのは、例えばことし売上税で三年後にやめるといふものやなくて、これから数十年、きつとそういう長期恒久税制として導入する。だからそういう意味では、これも私どもの公共選択論の常識なんです。あります。税制は基本法である。基本法に対処するには、今日例えば、私が豊かである、あるいは私が貧しい、あるいは私がビジネスマンである、あるいは私が銀行員だ、そういうことではなくて、五十年後には今度は自分の子供、これはまた豊かであるかもしれないし貧しいかもしれない。要するにあらゆるケースを通じて、だから現状じゃなくて、今後のウン十年を通じてこれなら理解できる、これなら全員が納得するルールだということのなければならぬ。そういうものとして税制審議は経常的な扱いでなくてはいけなくて私は思うわけでございます。

○青島幸男君 私は、第二院クラブの青島幸男で

でございます。御承知のとおり私に許された時間はごくわずかでございますので、率直にお尋ね申し上げます。

まず、金子公述人にお尋ねを申し上げます。

先生は、この法案に賛成のお立場をとっておられるというのとはよくわかるのですが、賛成の中にもいろいろあると思うんですね。ですから、時間の関係でこれから三つの考え方を提示いたしまして、それについてお示しいただければ効率的だと思ひますので、失礼を省みずやらしていただきます。

まずAは、法案の内容については余り難点はない、このまゝいくことは時宜に即しておるので、これはこのまゝ原案どおり通して実行すべきである。Bでございませうけれども、いろいろ難点はある、しかし現状を踏まえてこのまゝ行つて、とおいつ逐次、適宜修正を加えていって納税者になじむようにしていけばそれでよいではないか。これがBです。Cは、いろいろ難点が多い、しかし、これから財政事情は逼迫してくるだろうし、それから日本の経済も世界的なものになつてきているだろうし、世界の国々の税法との整合性も考えなきゃならぬ。

あれやこれや考えると、今上げられている法案は非常に難点が多い、問題点は多いかもしれないけれども、今やなければ時期を失するだろう。ですから緊急避難的に今やるのがよろしいんだ、これはスタートするより仕方がないという三つの考え方があつて思ひますが、その三つのいずれに近いかを答えていただきまして、その後お考えがありましたら補足御説明をいただくことでお願い申し上げます。

以上です。

○公述人(金子宏君) 私は、今の三つのお考えの中でBプラスぐらいのところでございます。Bの中でも上の方と申しますか、そういう感じを持っております。

○青島幸男君 福祉税制ということが御発言の中にありましたが、それはそのとおり受け取つてい

いかというのとは前の委員からの質問もありました。目的税ではございませんので必ずしもそうなるということにはならないんじゃないかという不安が国民の中にあると思ひますけれども、この点だけお答えいただいて質問を終わります。

○公述人(金子宏君) 財政の統一の運営という観点から、一般財源とすることは妥当なことだといふふうに私思つておりますが、精神的にはやはり福祉財源といひますか、そういうふうな考え方を持っております。

ちよつとこれは理解が困難な言い方かもしれませうけれども、福祉目的税という議論もございましたし、私は目的税とすることは不適當だけれども、やはり福祉というのを考慮して導入の必要性は一層高まるというふうな感じでございます。

○青島幸男君 わかりました。

○委員長(梶木又三君) 以上で公述人に対する質疑は終わりました。

公述人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

午後一時三十分から公聴会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

でございます。委員会を代表いたしまして心から厚く御礼申し上げます。

本日は忌憚のない御意見を賜りまして今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後で委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、これより順次御意見を承ります。まず、下城公述人にお願ひいたします。下城公述人。

○公述人(下城雄策君) 伊勢崎市長の下城でございます。

参議院税制問題等調査特別委員会の諸先生方には、日ごろから地方自治行政につきまして格別な御理解と御高配を賜りまして、衷心より感謝を申し上げます。

本日は、税制改革問題につきまして、せっかく公述の機会をお与えいただきましたので、都市行政を預かる市長の立場から意見を申し述べさせていただきます。

さて、御承知のとおり、現在の我が国の税制は、昭和二十五年のシャープ勧告をもとにいたしておりますが、約四十年を経過した今日、いろいろなひずみが目立ってきておりますことは周知のことでございます。このゆがみやひずみは、近年における我が国の経済社会の著しい変化に税制が十分に対応できていないために生じているものでございまして、結果として、国民の中に税に対する不公平感や重税感が高まつてきていることは否定できません。

きないところでございます。したがって、今後における我が国の本格的な高齢化社会の到来や経済社会の将来を展望いたしますとき、このような国民の税負担に対する不公平感を払拭するとともに、所得、消費、資産の間で均衡のとれた望ましい税体系を整備することが強く期待されておるところでございます。この点につきましては、私だけではなく、多くの市民がそれを望んでおるところでございます。また、かねてより全国市長会といたしましても要望いたしておるところでございます。

このようなことから今般、政府におかれましては、所得課税負担の軽減合理化及び消費税、消費課税の創設などを内容とした、いわゆる税制改革関連六法案を今国会に提案されております。

この法案は、公平、中立、簡素という租税原則に照らして、国民の税に対する不公平感を払拭するとともに、いわゆる直間比率の見直しを行い、所得、消費、資産等の間で均衡のとれた望ましい税体系の構築を図ることを目的としたものである。でありますから、私といたしましては、これを信じ、また、従来からの私どもの要望にも沿うものでございまして、基本的には賛意を表するものでございます。

ところで、私ども地方団体は、税制全般の見直しの問題とあわせて、今回の税制改革に関連いたしまして、地方税財源の確保を強く要望してまいってきたところでございます。

御案内のとおり、今回の税制改革案におきましては、国民の租税に対する重税感や不公平感の解消を図る見地から、消費税の創設による収入見込み額を超える大幅な減税が行われることとなっております。したがって、国税及び地方税の減税及び地方間接税の廃止、または調整併課によつて地方交付税並びに地方税の大幅な減収が見込まれることから、この減収分に対する十分な財源補てん措置を求めてまいってきたところでございます。

幸いにいたしまして、既存の間接税の廃止または調整併課に伴う減収額につきましては、消費課

税は調整併課に伴う減収額につきましては、消費課

与税の創設によりまして完全に補てんされることとなり、また、国税の減税に伴う地方交付税の減収分につきましては、消費譲与税を除く消費税を地方交付税の対象税目とし、その二四％を地方交付税とすることで完全な補てん措置が講ぜられることとされております。

また、個人住民税等の減税に伴う減収分につきましては、地方交付税によりましてその一部が補てんされることになるものの、なお八千八百億円の純減収が生ずる見込みとなっておりますが、これにつきましては、今回の税制改革が、前回の売上税関連法案のようないわゆる税収中立性、レベニュー・ニュートラルの原則によらず、国民の要求に対応して、住民負担の軽減合理化を図ることを先行することとされたことから、いわば事前の減税ということとして受けとめておりまして、今回の税制改革の重要性にかんがみ、やむを得ない措置と考えております。

さらに、今回の税制改革に伴う減収の補てんにつきましては、その補てん率が国の六六％に対し、地方は七一％と高くなりまして、また、改革後の国、地方の財源割合も、改革前に比べ若干地方が高くなることとなっていることは、地方への配慮がなされたものと理解いたしておりますのでございます。また、個々の地方団体に對しましては、今後地方交付税や消費譲与税を通じて激変緩和の措置が講ぜられると伺っておりますが、今後とも地方行政運営に支障を生ずることのないよう万全の措置を講じていただきますよう改めてお願い申し上げます。この点特によりしくお願い申し上げます。

なお、地方税の減税に伴う減収額につきましては、最近における税の自然増収の一部により賄われることとされておりますが、基本的には、行政改革による対応が必要であると考えております。既に行政改革に取り組んでおられる地方団体の立場から申し上げますと、補助金等の整理合理化あるいは地方への権限移譲を前提とした組織の縮減、諸制度の改善など、国におかれては引き続き

行政改革の推進をお願い申し上げる次第でございます。

もとより、地方自治体といたしましても、今後とも一層行政改革に取り組んでいくことといたしておりますが、行政改革を推進するに当たりましては、国と地方の信頼関係の確立が何よりも重要であると思慮するところであり、これは今回の税制改革にも通ずるものであると考えております。せっかくの機会でございますので、この国と地方の信頼関係の問題点につきまして若干意見を申し述べさせていただきます。諸先生方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

御高承のとおり、現在、国と地方の間には国庫補助負担率の復元問題が懸案となっております。我々市長は大変心配をいたしておりますところでございます。国庫補助負担率の引き下げは、国の厳しい財政事情を背景として、昭和六十年代から再三にわたり実施されてきたものでありまして、これによる地方財政への影響額は四年間で累計五兆円もの多額に上っております。厳しく地方財政を圧迫いたしております。申すまでもなく、この引き下げ措置は、国の補助金等の臨時特例等に関する法律等に基づきまして、本年度限りの暫定措置として実施されてきたものでございます。

したがって、法律の期限が来て、しかもその後、国の財政状況は、最近の経済情勢を反映して巨額の自然増収が生じており、当時とはその事情が大きく異なっておりますのでありまして、当然のことながら、明年度以降の国庫補助負担率は昭和五十九年度の水準に還元すべきものと考えております。

この問題につきましては、政府において昭和六十四年度予算編成の過程でその取り扱いを検討することとなっておりますが、以上申し上げましたとおり、明年度以降の国庫補助負担率を昭和五十九年度の水準に還元することは、国と地方との財政秩序を回復し、その信頼関係を確立するための国の当然の責務であると存じておりますので、予算編成に当たり諸先生方の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

ますようお願い申し上げます。以上、甚だ簡単ではございますが、税制改革並びに当面する地方財政に関する重要問題につきまして忌憚のない意見を述べさせていただきます。

大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

○委員長(橋本又三君) どうもありがとうございます。次に、谷山公述人をお願いいたします。谷山公述人。

○公述人(谷山治雄君) 税制経営研究所の谷山でございます。

良識の府とされております参議院で意見を述べさせていただきますことを、大変光栄に存じております。

私は、一般の研究者でございますので、時間の関係もございまして、消費税の問題を中心に意見を述べさせていただきますと存じます。

先生方も御承知のように、国民の世論の過半数、三分の二は消費税に反対をしているわけでございまして、その理由につきましては、既に国会でも議論をされておりますので、ここで繰り返す必要はないかもしれませんが、一応三つの問題があると考えています。

一つは、プロセスの問題でございまして、いわゆる公約違反の問題、国会決議違反の問題、それからさらにリクルート疑惑との関連の問題、そういうプロセスの問題が一つあると存じます。

第二は、内容の問題でございまして、これは言うまでもございせんが、竹下総理がみずからおっしゃいました八つの懸念なるものが全く解消されていまいという中身の問題が第二でございします。

第三は、消費税導入の理由の問題でございまして、何のために今、消費税を導入するのか大変国民は疑惑に思っているところでございます。

まず第一に、もし仮にこれを減税財源として考えますと、自然増収があることももちろんござい

いますけれども、中身が大変不思議でございまして、今回消費税を導入いたしましても、消費譲与税あるいは交付税の交付あるいは諸間接税の改廃を含めまして、国の純収入は六千六百億円足らずしかございせんので、到底これは減税財源とは言えないと考える次第でございします。

それから、地方交付税につきましても、これは所得税、法人税の減税に伴います交付税の減収を補てんするだけでございまして、これも減税財源とは言えない。何のために一体それでは消費税を導入するのか、大変不思議な感じがすると云わざるを得ないわけでございします。

次に、第二に将来の展望でございしますけれども、高齢化社会ということが盛んに言われますけれども、国民の見るところでは確実にふえるというのは防衛費その他でございまして、高齢化社会その他につきましては、最近でも年金のいわゆる改悪プランが審議をされている最中でございしますので、一体どういうビジョンを描かれて高齢化社会に備えての消費税ということが議論されるのか大変不思議に思うところでございします。

以上の三点が私は国民の反対の理由であらうと感ずるわけでございします。

ここで、消費税の中身に入ります前に、リクルート問題についてとやかく言う余裕はございせんけれども、一言だけ述べさせていただきますと、私はこの問題は課税問題が発生するのではなくかというふうに考えております。

昨日の朝日新聞の中山興業銀行特別顧問の談話、本日の鉄鋼連盟の山城副会長の談話にもございしますように、これは株の形をかりた贈与である、金銭の授受である、こういう談話が発表されております。それから、税法の実質主義の原則から申しますと、贈与税なりあるいは雑所得としての所得税課税なり両方の併合なり、そういう問題が起ってくる、こういう問題であると私は考える次第でございします。ひとつ御検討をお願いいたします。消費税の問題でございしますけれども、今

回の消費税は、課税範囲の広いことにおきましてはまさに世界無類と言つてもよろしいわけでございます。言いかえまして、非課税が極力圧縮をされております。あえて比較しますと、ニュージーランドがこれに近いと言えますけれども、ニュージーランドは住宅や公共活動には非課税にしてありますので、その点から考えましても、今回の消費税ほど課税範囲、課税対象の広いものはない、私はこういうふうと考えてよろしいと思ひます。

なぜそういうふうになったかという問題でございますけれども、もちろん広く薄くという租税哲学がございまして、いわゆる売上税の反省から帳簿方式というものを採用された結果、いわゆる非課税が余り多いと簡素化に反するという、そういう問題があるわけでございまして、帳簿方式というのが一つのことになって実は非課税を極力圧縮した、こういうような構造になつてきたのではないかと私は考える次第でございます。

したがらば消費税は、もとより竹下総理みずからおつしやつておりますように、逆進性の懸念が濃厚でございますので、このように課税範囲を広くいたしますと、逆進的な負担という性格はますます強まらざるを得ないと考えるわけでございます。この逆進性を緩和するための一つの方法としましては、要するに非課税を多くすること、税率を複数にすること、さらに、カナダでやつておりますように、税額控除を設けて一定の税金を所得から控除する、つまり消費税相当分を控除する、このような救済措置を講じまさんと逆進性はなかなか緩和できない、こういう問題でありますけれども、そういう配慮は何らなされていらないようにお見受けいたします。

次に、広く薄くということなので、税率は三%で低いからいいのではないかと、こういう御意見もあるようでございまして、なるほどEC諸国と比べますと確かに低い税率でございまして、そこからまた安易に税率が引き上げられるのではないかと、こういう懸念もあるわけ

でございます。もともと竹下総理は、竹下内閣としては税率の改定を提案しないというお話でございますので、これは竹下さんが二十世紀じゅう全部政権を担当してございまして、税率が上がりません、という大変結構なことになるかもしれませんが、とにかく税率引き上げの問題があるわけでござい

ます。この三%という税率でございまして、これは低くないということを私は申し上げたいのであります。〇・一%とか一%とかでそれぞれ出発してございまして、また現に、税の効果からいいますと、同じ性質を持ちます小売売上税の例をアメリカに見てみますと、アメリカは現在四十五の州で小売売上税を実施しておりますけれども、そのうち九つの州が三%の税率であります。十五の州が四%の税率、十四の州が五%の税率でございまして、大体税率は低いところであるわけで、この三%の税率が決して低くないということを申し上げておきたいと存じます。

さて次に、この問題をまず消費者のサイドから見ますと、もちろんこの税金の最大の経済効果は物価騰貴でございまして、これは残念ながら政府側は一・一%と言ひ、いろんな民間の団体が一・三%、一・八%、さらにまた二・二%、いろんな数字を出しておりますので、これは方法論の違いによるものであらうと存じますけれども、私は一・一%は余りにも低過ぎる、もっと高い二%近くになるのではないかと思つておりますけれども、さらに大事なことは、一般的な物価騰貴率だけではないで、生計費の上昇率が実は問題になります。

私のところはごくさやかな研究所でございまして、とても統計を詳細につくることはできませんけれども、ごく単純な仮説を申し上げますと、いわゆる一般の消費がしかなければ三%、あるいは便乗値上げ等があれば三%以上の支出増加になるわけでございまして、一方でいわゆるリッチな世帯がございまして、例えば車それから家

電、宝石、毛皮、ゴルフ用具、そういったものを絶えず買う、買えるといたしますと、むしろ消費税負担は現在よりも減少するということもあり得るわけでございまして、一般的な物価騰貴率ももちろん重要でございまして、いわゆる消費支出の形によつて非常にばらつきがあつて、どちらかといひますと、いわゆるリッチな世帯ほど負担が軽くなるということが、私は今回の消費税の持ちます大きな問題であると存じます。

さてそこで、次の問題でございまして、消費者の立場に立ちますと、今回いわゆる便乗値上げ等に対する措置は非常にいいでございまして、J・Rの運賃等に見られますように、ある区間は据置きになる、ある区間は税率より上がると、こういうことはもう既に歴然としてゐるわけでございまして、そういった、悪質であれ、悪質でなくとも、いわゆる便乗値上げの危険性が多分にあるということを申し上げざるを得ないわけでござい

ます。それから次に問題は、今回の消費税は、いわゆる事業者の協力を取りつけることに懸命になる余り、いわゆる消費者無視と申しますか、事業者にこびを売つてゐるとは申しませんが、大変これは妙なところがございまして、既に国会でも指摘されておると存じますけれども、消費者が消費税の負担として払つてゐるものが国庫に納まつていかないという、そういう問題があるわけでございまして、これは免税事業者の問題、簡易課税の問題、境界控除の問題、そういう制度によつてそういう結果が出てくるわけでござい

ます。もちろんこれにつきましては、簡易課税適用の業者の売り上げは大体一六%ぐらいではないか、それからまた非課税、免税事業者の売り上げが三%ぐらいだから大したことはないという御意見もあるようでございまして、全体の経済の機構からいひますと、私は大きな問題であると存じます。時間の関係上、詳しい計算は述べることができませんけれども、簡単に言ひますと、非課税事業者から仕入れますと、非課税であつてもやはり

税額控除はできるわけでございまして、その差額は結局国庫補助金をもらうのと同じことになるわけなので、そこがまた一つ大きな問題になると存じます。

そこで、諸先生方の注意を喚起する、大変おこがましいことを申し上げて恐縮でございますけれども、この免税事業者とか簡易課税というのは、何か中小零細業者のための対策のように見えますけれども、実はそうとは限らないわけでございまして、いわゆる免税事業者の基準とか簡易課税の基準は前々年という基準をとりまして、新規に法人をつくりまして、それで何億、何十億売り上げても免税事業者になる、あるいはまた、やり方によつては簡易課税の適用をされる、こういうことになりまして、そういういわゆるループホールがあることが非常に大きな問題になつてくるわけで、この問題は、私は単に中小零細企業に対するリリーフ、救済としては考えることはできないんではないかと、こういうふうに見えるわけでござい

ます。さて、少し急ぎますけれども、次に事業者の立場でございまして、これも転嫁の問題がいろいろ議論されておりますので簡単に述べさせていただきますかと思ひますけれども、私も中小企業のコンサルティングをやつておりますので、実はけさも二、三の会社から電話がかかつてまいりましたけれども、四月一日からの実施はまず無理だという、こういう一つの結論でござい

ます。それ、簡単に言ひますとブライシング、価格づけがあと三カ月では到底できないという問題。それにコンピュータの入れかえといひますか、プログラミング、これもとてもできない。時間もないので脱線して申しわけございせんけれども、そういうことでコンピュータ会社とんと値上げを要求されるという心配もしたようでございまして、四月一日はまず無理だということでございます。

そこで、弾力的条項なるものがございまして、これも既に御存じのように、納税を猶予す

ることはないわけでございますから、一番早いところは、四月決算の法人は六月に納税しなきゃいけません。一体これが間に合うのかどうかというのが私は業者の偽らざる気持ちであろうかと存じます。

そこで、この消費税は、事業者にとりましては明暗いろいろございますけれども、まず得をする方から申しますと、消費者からお金を預かるわけでありまして、いわゆる金利の運用ができるという問題が一つメリットとしてあると存じます。それからその次に、非課税売り上げが五%以下ですと税額控除がききますので、一種のゼロ税率と同じことが働きます。これも得するという問題もございまして、さらに、簡易課税その他先ほど申し上げました制度を通じて国庫補助金をもらったり、消費者の所得が事業者の所得に転化したたり、そういう得のところもございまして、

しかし、同時にマイナス面もたくさんあるわけでございます。最大の問題は私は転嫁の問題であらうと存じます。今までの議論をお聞きしておりますと、転嫁の問題と申しますと、前転、つまり買い手に転嫁をすることが盛んに議論をされておりますけれども、現実には百円の物を百三円で売れない、百円に据え置く、九十七円にする、これは後転せざるを得ないわけでありまして、そういう後転の保証というのは一体あるのかどうか。実はこの点は御議論としてどうも私はないようにお見受けいたしますので、転嫁には三つの転嫁があることはこれは教科書にも書いてあることと存じますので、前転、後転、排転、あるいは消転と申しますが、特にどのようにならぬのか、この辺の検討を十分いたしませんと、私は事業者の不安は消えないだらうと存じます。

もう時間もあと二分しかございませんので急ぎますけれども、あとの問題は、いわゆる転嫁困難な場合にはこれは非常に事業に危機をもたらすという大きな問題がございまして、それから事務負担の問題、税務行政上の負担の問題、いろいろあると

存じます。

そういうわけでございます。私もヨーロッパその他へしばしば行きまして税務行政等も見ておりますけれども、これは日本で言われているほど税務行政はうまくいっていません。最後にイギリスの例をごく簡単に申し上げますけれども、イギリスは人口が半分の国でございますけれども、いわゆる付加価値税に従事している職員がちょうど一万三千人おるわけでございます。現在日本の間接税職員は四千人強でございますから、一体これで税務行政をどういふふうに行っていくのか。少なくともイギリスの場合には大変異議の申し立てやそういうことが非常に多いわけでございます。私は税務行政上の問題につきましても大きな問題を残さざるを得ないと存じます。

税制改革全体につきましては時間の関係上省略させていただきます。一番最後でございますけれども、私の考えでは、仮に消費税に賛成という立場に立ちましても、余りにも時間が過ぎ過ぎる。しかも、リクルート問題等もございまして、いわゆる消費税に賛成する方でも、渴しても盗泉の水は飲まずというお気持ちがあるんじゃないかというふうには私は考えるわけでございます。

そういうわけで私は、提案でございますけれども、税制調査会等の枠を超えて五つの分科会をつくっていただきたい。一つは消費者の影響。もう一つは事業者の影響。三つ目は高齢化社会あるいは国際協力、防衛費の問題を含めます財政に関するいわゆるビジョンの問題。第四にマクロ経済との関係の問題。それから最後に税務行政の問題。そういうふうな分野について少なくとも一年はじっくり審議をして、それで案を国民に示して総選挙で問うていただく、こういう筋道が今一番大切なことじゃないかと思っております。参議院は良識の府でございますので、ひとつこの公聴会が法案通過のパスポートにならないようにくれぐれもお願いいたします。私の公述を終わりたいと思います。

どうも長い間ありがとうございました。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございました。

次に、土方公述人にお願いをいたします。土方公述人。

○公述人(土方武君) 住友化学工業の会長でございます。いまして、経団連の副会長、税制委員長を務めております。土方でございまして、

本日は、大変貴重な機会をお与えくださいます。ありがとうございます。

〔委員長退席、理事齋藤十朗君着席〕

しばらくお時間をちょうだいいたしまして、税制改革法案、消費税法を初め関係六法案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国の経済は、民間企業のためまざる努力に支えられ、円高の危機を克服いたしました。今やかつてないほどの好況に恵まれておるわけでございます。このような好機にこそ、税制改革、行財政改革を初めとする制度改革を徹底して行うことによりまして、二十一世紀を見据え、急速に進む高齢化社会に対応いたしまして、福祉社会を著実に実現していくという目標に向かって、その基盤を築いていくことが必要であらうかと存ずるわけでございます。

とりわけ税制の抜本改革は、現行の税制のゆがみ、ひずみを是正するばかりでなく、大幅な所得税、法人税の減税によりまして、民間の持てる活力をフルに発揮させることによつて経済の活性化を図り、内需主導型の経済を定着させていく上で極めて重要な課題であると存ずる次第でございます。また、国民が広く薄く負担を分かち合う消費税の導入によりまして、高齢化社会を支える財政の基礎体力を涵養するためにも、ぜひともやり遂げねばならない課題であると考えられるわけでございます。

このような考え方に立ちまして、以下、衆議院で可決されました本院に送付されております関係法案を支持する理由を述べてまいりたいと存じます。今回の税制改革の第一の柱は、所得税、法人税

の大幅減税でございます。所得税減税の必要につきましては、今臨時国会の冒頭の七月に一兆三千億に及ぶ所得税減税が全会一致で可決されましたわけで、そのことから今さら議論の余地もないわけでございます。しかし、この減税は今年度限りの特例措置とされておりますので、これをぜひとも恒久的な制度改革に仕上げる必要があると思っております。さらに、各種人的控除の引き上げなどを加えまして、国民が日々の勤労の成果をできるだけ多く手元に残せるようにいたします。今、政治に期待されておるところであるというふうに思っております。

また、法人税につきましても、私が税制委員をやっております経団連では、長年にわたりまして我が国企業の実質的な税負担が世界で最も高いというところをいろいろ計算して示しまして、御理解を求めてまいりました。

アメリカ、イギリスに加えまして、社会党のミッテラン大統領のフランスにおきましても既に法人税の大幅減税がなされております。また、西ドイツも一九九〇年には大幅な減税を行うことを決めておるようでございます。こうして世界各国が競つて法人税減税を進めております中で、国際化の社会の時代に我が国ひとり高い法人税を課するということが続いていくことはまことに難しいことではないかと思っております。

経済発展のめざす民間の活力にございまして。企業が法人税でもって留保が少なく、そのために前向きな研究開発や設備投資がためらわれると、あるいは企業に働く従業員の勤労意欲がなくなるということになりますれば、さしもの日本経済もだんだんと立ち行かなくなるといふふうに考えるわけでございます。この点は民間労組の方々にも広く認識されておまして、所得税減税とあわせて法人税の減税を支持していただいております。

税制改革のもう一つの柱は消費税の導入でございます。私は、不公平税制の抜本的解決策としても消費税を考へるべきだと存ずるわけでございます。

す。

今回の税制改革につきまして、一部には、減税と不公平税制の是正がされれば、消費税の導入は必要ないという御意見もございました。しかし、不公平ということでありますれば、サラリーマンや法人企業、それに一部の物品に偏った、こういった課税が放置されていることこそ最大の不公平であり、現行税制の枠組みをそのままにしておいて幾ら枝葉をいじりましても問題の根本的解決にはならないと存ずる次第でございます。消費に薄く広く課税する消費税の導入によりまして、現行税体系の持つさまざまな欠陥を克服することが求められるべきでございます。新しい消費税により、従来所得税や特定の物に対する課税に過度に依存してきました問題を、かなりの程度解決できるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

また、所得税では、所得の捕捉が十分になされていないかどうかが、そもそも問題となるわけでございます。源泉徴収によりまして課税をされておりますサラリーマンに比しまして、自営業者や農業者の所得捕捉が十分とは言えないということはもう既に周知の事実でございます。これがサラリーマン層の重税感、不公平感を招きまして、税制改革を求める世論の背景になっておりますことは、どなたも御否定なさらないと思うわけでございます。

また、日本の所得税は強度の累進税率になっておりまして、したがって中堅以上のサラリーマンでは所得の伸びを上回る税負担の増加率となりまして、ただでさえ住宅、教育等の負担が大きい働き盛りのサラリーマンに重圧感を与えておるところでございます。あらゆる消費を課税対象とする消費税であれば、こういった所得税の欠点を解消していくことができるかと存ずる次第でございます。消費税では捕捉格差の問題はもちろん生じませんし、消費は外形的な行為でございますので、仮に所得を隠すことができなくても消費の事実を隠すことはできないということで、消費税であれば

ばだれもがその消費の額に応じまして公平に負担をすればよいということになると存ずるわけでございます。

次に、現行の個別間接税に目を転じてみますと、その不合理性は大変なものでございます。例えば物品税は、そもそもの品課税の性格を持つものでございまして、現在では庶民の生活に欠かせない必需品となっておりまして家庭電気製品とかあるいは自動車とかいうものから税収の大部分を得ておるわけでございます。また、既に家計支出の過半を占めておりますサービスの点につきましても、現行間接税ではサービスを対象としておりますものは入場税、通行税などほんのわずかでございまして、それ以外に支出というものは非常にたくさんサービスに出されておるわけでございますけれども、課税の対象にはなっておらないわけでございます。で、消費の関心がテレビや自動車というように同じ方向に向かつておりまして時代ならばともかく、今のような消費が多様化し個性化したしておりますときには、何がぜいたく品であるかということと政府で決めて、それだけに課税していくことは大変不合理ではないかと思うわけでございます。サービスを含めた消費全体に課税する制度にぜひ変えていただきたい、そういうことで間接税の不公平さが解決されると、このように考えておるわけでございます。

加えて、我が国はかつてどの国も経験したことのない急速な高齢化の途上でございます。現在、御承知のように五・九人の働き手で一人の高齢者を支えております現状でございますが、およそ三十年後の二〇二〇年には二・三人で一人を支える勘定になると言われております。また、年金、医療費などの社会保障給付は現在のベースでは年間三兆円ずつふえていくことになりまして、社会保障負担の増加が必至の中で、今までのようなサラリーマンと法人企業に偏った税制を続けていくならば、早晩、財政負担は限界に達しまして、豊かな社会を支えるべき社会保障制度の

根拠が崩れていくというふうに考えざるを得ないわけでございます。

サラリーマンと企業に偏った負担を課しているこの直接税という問題と個別物品に集中したしました現行の間接税、この両方の不合理をあわせて解決し、さらに高齢化社会の進展に備えた税体系を築くことが今回の税制改革の目的であり、これが最大の不公平税制の是正策であると信ずるわけでございます。

その具体的方策を求めて、昭和六十一年以来政府及び与党の税制調査会で国民の注目のもとに審議を続けられ、さらに昨年の売上税の反省のもとにつくられました最終回答が今回の消費税である、このように理解をいたしております。税額転嫁の仕組み等いろいろな問題があるわけでございまして、けれども、我が国の商慣行や流通の現状に照らし合わせてみますと、やはりまず簡易な方式で新しい間接税になれていくという今回の行き方は、妥当な選択ではないかと私も思っております。

最後に一言つけ加えさせていただきますと、税制抜本改革というものは、そのすべてが実現されない限り、所期の効果を満たし得ないと思っております。当面の自然増収を頼りに減税だけを拡大するということは、財政の現状からすれば到底許されないことでもございます。抜本改革を全体として遂行することによりまして、初めて恒久的な所得税減税も可能であり、将来を見据えて国民が真の豊かさを享受できる社会というものの布石ができるかと信ずる次第でございます。

以上、今回の税制改革を支持する理由を申し述べてまいりました。どうか本院におかれまして十分御審議の上、一日も早く税制改革法案を成立されることをお願いいたしまして、私の発言を終わらせていただきます。

○理事(斎藤十朗君) どうもありがとうございます。次に、丸尾公述人にお願いたします。丸尾公述人。

○公述人(丸尾直美君) 中央大学で経済政策、福祉経済などをやっております丸尾です。

私は、今回の消費税導入を柱とする税制改革に對しましては、次に述べますような条件が満たされることを条件として、そういう条件が満たされれば支持できるのではないかとこのように考えております。どんな改革でも大きな改革はどうしてもどこかに利害を損ないますし、問題を生ずるわけですから、そういう問題を解決するには一種の社会的契約的なパッケージ的な解決が必要であらうと思っております。

そのよい例は、アメリカのレーガン政権のもとでの税制改革です。あの中で個人の株のキャピタルゲインに關しましては、全額が所得税扱いにされてすべてが所得税並みの課税対象となるという画期的な不正正は正がなされたわけですね。これはブラインダー教授が評価しておりますように、彼自身たちも思いがけなかったほどの一種の社会的契約的な解決の効果です。つまり、一方で譲る、しかし他方において得る、全体としては好ましい結果が生ずる、そういうのが社会的契約的な解決ですけれども、今回の改革におきましては反対があるからということでい面まで捨て去るということとは、たらいの水と一緒に赤子を流すようなことになってしまふ。そういうことがあるのは必ずしも好ましくない。ぜひ社会的契約的な解決の道を求めて社会的合意の得られる解決をしていただきたいと思うわけです。

しかし、私が問題としますことは、政府は今回の税制改革の理念として、消費、所得、資産等の課税のバランス、それから税体系の不正正は正、高齢化、長寿化に備える国民福祉の充実と歳入構造の安定化に資するということなどをうたっておりますが、このような目的は非常に結構で私も賛成ですが、そのような方向に必ずしもなっていないところ、私の不満とするところがあるわけであります。

まず、所得、消費、資産等の課税の均衡ですけれども、政府は当初は非常に消費と所得とのバラ

ンスというようなことを言いましたけれども、資産とのバランスの関係を初めは余り言わなかった。後の段階になりました。だんだん野党などの要求が出てきたわけですが、個人消費のGNPに対する割合を見ますと、例えば一九七五年には消費はGNPの六〇・六%、一九八六年には五七・七%、まあ若干低下しています。消費の比重自体が、それに対して資産は一九七五年度にGNPの約二九%、これは上場会社株式総額ですね、二九%。それが今はGNPが三三・三%、三三・三%と引所だけで四百六十兆円ですか、けさの新聞で。全国では五百兆を越しているわけですね。一・何倍になっているわけですね。消費に対しては、一九七五年度にGNPの四七・七%でしたが、今や二・四倍以上になっているわけですね。資産の比重というのはGNPに対して消費に比べても非常にふえています。その割には資産に対する課税のバランスということが言われなかつた。野党などの要求で浮かび上がってきた。税——資産といいますが、資産から生まれる所得ですけれども、そのキャピタルゲインに対する課税というのは余りにも今の段階では不十分である。この点をもっと明確に十分将来少なくともやるといふことを約束してもらいたいということですね。

ね。それは株式の増加に事前に株を持たない人が参加して、株を持つ人をふやしていくということですね。これはやはりアメリカのレーガン政権でもESOPという、つまり従業員株式所有制度という制度を導入して非常に促進しているわけですね、非常に急速にふえています。サッチャー政権下でも、従業員持ち株制を法制的に利潤分配制度とセットにして導入して税制で助成しているわけですね。税制上、そういう形で資産分配の平等化というのをこの二つの保守政権は非常に力を入れているわけですね。そして、上院議員などでもこの株式の資産平等化に情熱を燃やしてやっている人がいるわけですね。保守政党でもそうであるわけですね。ぜひともその辺を頭に置いていただきたい。株式のキャピタルゲインに課税するというのとだけじゃなくて、平等化を進めるような、資産自体の平等化を進めるような株式所有への勤労者参加という方式を考えていただきたいわけですね。実は私は、八年間勤労者財産形成審議会の委員をやっていたわけですが、ことし四月、残念ながら満期になりました。やめましたけれども、その間これを主張し続けてきたわけですが、なかなかそういう機運はなかつたわけですが、なかなかそういう機会に、ぜひとも税制的にもそういう制度を助成するという考えを出していただきたいと思ひます。これは今すぐというわけじゃないですけれども、そういうことをひとつ約束していただければいいと思います。

それから政府は、長寿社会に備えて福祉を充実させ、その財源安定をするということを消費税導入の大義名分としてたびたび言ってきたわけですが、その割には福祉ビジョンが具体性を欠く。二回にわたって財政計画等ビジョンを出していただいたんですけれども、あちこちに問題点があるわけですね。財政計画の基礎になる基本的な数字、例えば就業者のうちの雇用者がどれだけの比重かということ、雇用者というのは所得の捕捉率も高いし、税金、社会保険料をきちっと払いますから、非常に財政収支に影響してくるわけですね。でも、その雇用者比率が政府の計画ですと二〇〇〇年にも二〇一〇年にも七五%くらいなんです。現に大体七五%になっているんです。過去十年ぐらいい間に雇用者比率は一〇%ポイントぐらいい上がっているわけですね。そういうことを考えますと、これから十五年雇用者比率が上らないというそういう想定のもとでつくった年金計画や社会保障財政計画というのは、まだ詰めが足りないというところを言わざるを得ないわけですね。我々経済学者から見ると、もうちょっと精緻なことはできるんじゃないかと思うわけですね。時間がなかつたということもあるでしょうけれども、今後もう少し詰めていただきたいということですね。

それよりもっと大事なことは、やはり何に税金を使うかということですね、もうちょっと明確にできないかということですね。一方で税金を取る、片方で福祉支出がこんなに要するという、それと出さなければならぬところに入ります。それからこういう問題の福祉が充実しますからみなさん御安心してくださいという、そこが確約される。これは一種のパッケージになるわけですね。ですから、その辺のところを具体化できないかということをおもうわけですね。

特に、私が今頭に置いておりますのは、一つはやはり老人医療の公費負担部分が非常に今問題になっています。このままですと、加入者按分率一〇〇%化と相まって非常に被用者保険の負担が重くなつていく、そして他方、自営業者の方でも国保の収納率がなかなか上がらない、一時は非常に下がっているというような問題があつたりしました。問題ですから、その辺のことを考えますと、やはり公費を、今三分の一負担していますけれども、もうちょっと上げていくことが必要ではないかということになります。

それから今、厚生白書なんか为中心的に取り上げてきておられますし、話題になることが非常に多いのは、寝たきりなどの介護ですね。そういう部門に使われるお金というのは、医療費などに比べて、非常にまだ少ないわけですね。そして、意外と少ない金で十分な福祉充実ができるわけですね。例えば政府が今、ありがたいことに介護手当等を考へていますけれども、介護手当一人五万円、仮に寝たきりの人三十万人に出しても、それは全部出す必要はないでしょうけれども、仮に出したとしても、三十万の高齢者に出しても年間の支出は千八百億円です。これは大変な金ですけれども、しかし医療費に比べるととても金額でもないし、消費税収入からすれば全く考慮できないという支出でもないわけですね。それから、もちろん全部に払ふ必要も必ずしもないわけですね。

介護というのは、これは一つの例ですけれども、意外と少額のお金で効果のある福祉充実ができます。この介護の不安というのが今の日本の高齢者、あるいはそれを介護を将来する人あるいは自分も介護されることになる人々の不安を非常に大きくしていますから、そういう点に福祉費用を使つていきますよというようにすることをもう少し明確に出していただきたい。

今度の福祉ビジョンで若干そのところに触れられていて、特に施設関係それからデイサービスにつきまして一万人所、これはそのころの人口の一万人三千人に一カ所くらいです、二〇〇〇年のことです。それくらいのことを福祉ビジョンで書いていますけれども、その辺は、私非常に評価しておるわけですが、今度の税制改革によつてそういうことを積極的にやりますよということ、十分強調していただければ、私は非常にいいことであり社会的契約のパッケージとして成立するといふふうに思ひます。

それからもう一つは、政府も今考慮していますけれども、やはり一方で減税と一方で消費税、その両方の純利益の恩恵を受けないのが年金生活者だということが言われます。所得税はどっちみち払っていますから。しかし、見方によつては、

年金生活者は今度の消費税で将来の年金の財源が確保されるのか、少なくとも物価が上がった分は物価スライドでカバーされるではないかという議論もありまされども、やはり相対的に当面不利になるわけですし、そのこと、それは不利としても、ほかの考えからいきましても、非常に基礎的な年金というのはベーシックであり、基礎年金と言ふには、その内容を知れば先進国並みと言ふのははかかるような内容であるわけですから、やはりそういう点についてもう少し、一月三万円以下の年金しか受け取っていない人に対しての配慮、そういうところにも、パッケージの一つとして消費税収入が回るといふような、そういうような約束がもう少し明確になれば非常にいいのではないかとこのように思っております。

(理事斎藤十朗君退席、委員長着席)

以上、私の考えは、不公平税制の是正、時間がありまから特にキャピタルゲインのことだけを申し上げましたけれども、そちらに対する適切な政策、それから福祉ビジョンに対してもう少し明確な約束をするということ、それからもう一つ最後に一つだけ、消費税導入が行われることによって行政改革の努力が、一番肝心のやつてもらいたいところが残っているのがそのままに残されてしまふということ、それからもう一つは、税収をもつとふやして不公平税制などを是正して取るべきところから取るというその努力がここで挫折する、この二つがないうちに、今後やるべき行政改革はやる、やるべき不公平税制は是正して取れるところはもつとしっかり公正に取るという、このことを満たしていただく、この三条件を満たしていただくということが、私が税制改革に賛成する条件であるわけですね。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、久野公述人をお願いいたします。久野公述人。

○公述人(久野靖正君) 久野でございます。このたび、税制問題等に関する調査特別委員会

の公聴会に私のため貴重な時間を与えていただき、またことに深く感謝しますとともに、私の甚だ不勉強な点と浅薄な考えや発言がありましたらお許しくださいと思ひます。また、あくまで個人としての考え方でありますので、その点、御了解いただきたいと思います。

まず、今回の税制改革の本旨が、長い間直接税中心だったのを間接税にもウェイトを置くいわゆる直間比率の見直しであり、消費に関する税が長年の懸案であったことを考えると、機は熟していると思ひます。

私は、二十八年間サラリーマン生活をしていまして、世間で言われているクロヨンとかトーゴサンとかの言葉に大変ひびいております。それは法律的な取り決めでもなく、単なる世間に広く使われている用語ですが、まづざら実態と離れた根拠もないことではないと思ひます。それに、税の捕捉度合いをあらわす用語ですから、本日の本題とは直接関係ありませんが、そのようにしっかりと捕捉されている階層の人の税がその上高く、今や限界にまで来ていると言われていることに大変不公平感を持ちます。

国民が税を納めてその実感がわくのは公平であると感じたときであり、不公平感のあるときは取られたと感じます。所得の多い人からたくさん税を取るといふことは徴税の大前提であります。それが、それも行き過ぎると、稼ぎの多くが税と化し、残りがそれほどではなく、労働意欲の減退にもつながりかねません。特に、四十代、五十代の働き盛りの人は、家計支出が多いだけにこのことを痛感していると思ひます。

法人として大体同じようなことが言えるのではないのでしょうか。法人の海外進出が、税が全部原因ではないでしょうが、会社経営に当たって、経営者は時には腹を据えた経営をしなければならぬかと思ひますが、悪くなったときの保証はないけれども、もうかつたときは高い税では会社経営は無難な経営になりがちではないかと思ひます。さきの個人所得の場合とあわせて考えると、経済が

鈍化し、その先がどうなるか、容易に想像ができることです。

先進ヨーロッパの国々が充実する社会保障のもとで経済が停滞し、国に勢いがなくなった例は我々のよく知るところであります。我が国は、社会保障もよくし、経済も活力を失わないようにしなければなりません。

次に、シャープ勧告以来と言われる中で、我が国は戦後の奇跡的な経済復興と高度経済成長をなし遂げ、国民の生活レベルは飛躍的に上昇しました。戦後のあの時代とどの点を比べても比較にはなりません。教科書を買うのが精いっぱいだった時代から、教科書は無償となり、その何倍以上もの教材を買ったり、あるいは塾で勉強することができました。また、一部特権階級のスポーツだったゴルフは、今若者までが手を出し、まさに大衆のスポーツとなつております。

このような社会の中で、応分の負担ができる人や階層は時代とともに変化しています。世界に例のないほど貧富の差がなくなつてきている現在、広く薄くの税はあらゆる階層にとつて負担可能と言つてもよく、消費に責任を負うという意味では公平な税であります。消費税は、直間のバランスは正のほかに、資源有限のこの社会で、とりわけ資源小国日本では、物やサービスの消費はその代価を払うだけではなく、人間の本能を満たしてくれた社会に対して、何らかの責任を負うべきであり、その形が税となつて浪費を防ぎ、社会通念の確立に役立つものと思ひます。

次に、消費税の中間について考えますと、さきに指摘した公平化という点で、我々サラリーマンにとつて税率が著しく下がり、さきに述べた私のひがみも少しはなくなり、法人も潤うところが大いにあると思ひます。しかし、まだ是正すべき不公平はあるようです。また、三%の一律課税ではなく、ぜいたく品を一般生活物資と切り離し、二段階課税を検討すべきではないかと思ひます。さらに、消費税の弊害として逆進性と物価上

昇の要因がありますが、逆進性は低所得者に最も打撃を与えるようになり、消費税によって充実する社会保障でよほどうまくカバーしないと悪税となります。物価も、消費者に転嫁される分を最小限にとどめ、絶対便乗値上げをさせない監視とその対策を十分考えなければなりません。

最後に、消費税は一般論として賛成しますが、さきに挙げた点を十分考慮し、急がず慎重審議をしていただいて成立を図っていただきたいと思ひます。それに、成立した暁は、簡素な税のうたい文句のとおり行政改革に努め、安上がり政府づくりに邁進していただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。

次に、粕谷公述人をお願いいたします。粕谷公述人。

○公述人(粕谷晴江君) ただいま御紹介をいただきました税理士の粕谷晴江です。私の意見を述べさせていただきますと思ひます。

初めに、法人税、所得税などの所得課税改革の問題について述べさせていただきます。

まず、法人税についてですが、法人税改革案の中心は、基本税率を四二%から三七・五%に引き下げることです。法人税の減税額を国税庁の発表しております昭和六十一年法人企業の実態に基づき試算してみますと、資本金一千万円未満の法人は、利益を計上して法人税の七二%になります。一社平均減税額は二十一万円です。減税規模全体の中に占める割合はわずかに一〇%です。一方、資本金十億円以上の企業では、その数は全体の〇・三%にすぎませんが、一社平均減税額は二億六千七百円で減税規模全体の五〇%を占めます。

次に、所得税についてですが、改革案の中心は、最高税率の引き下げと人的控除の引き上げです。国税庁統計年報に基づき、申告納税者の所得階層別の減税額を試算してみますと、所得額五百万円以下の納税者数は全体の八〇%を占めております

が、減税額では減税規模全体の一八%を占めるにすぎません。一方、所得額三千万円以上の納税者は、その数が全体の一・三%ですが、減税額では減税規模全体の四〇%を占めます。

このように法人税、所得税の改革案に共通して言えますことは、税率引き下げ等が高所得企業、高所得者階層に厚い減税効果を及ぼすということです。一方、現在法人税や所得税が課税されていない階層は何ら減税が及びません。

次に、女性の立場から述べさせていただきます。配偶者特別控除について申し述べたいと思います。

いわゆる専業主婦控除と言われます配偶者特別控除制度の創設は、その基本認識が事業所得者の青色専従者給与と所得分割と見ている点にあります。これは個人事業における家族労働の実態を無視し、青色事業専従者給与の経費性を否定した認識です。

配偶者特別控除制度は、片働き世帯とそれ以外の共働き世帯、独身世帯との間に課税上の新たな不公平を生じます。さらにこの制度は、夫が勤務先に妻の給与等を申告するなどブライバシー保護の面でも問題があり、女性の社会進出のブレーキとなるおそれがあります。また、稼働者本人の控除である基礎控除額より配偶者控除額の方が多くなるという不合理も指摘することができ、既婚女性の就業率が五〇%を超え女性の社会参加が目覚ましい今日、このように選別的な控除制度は廃止し、減税効果が全体に及ぶ基礎控除の大幅な引き上げが望まれるところであります。

また、社会的弱者と言われている母子世帯に税制改革の及ぼす影響を見ますと、母子世帯の現状は、給与所得などの稼働所得が収入のうち八〇%以上を占める世帯の割合は七七%になっています。社会保障給付が収入の五〇%以上を占めている世帯は一二・一%にすぎません。母子世帯の大半は、自己の勤労によって生活を維持しています。年収が二百五十万円未満の世帯が全体に占

める割合は七五・四%に上ります。消費税創設に伴う支出増の手当てとして、母子世帯に生活保護費などの社会保障給付金を引き上げることが考えられているようですが、この数字を見ますと、母子世帯に対しては社会保障給付の引き上げでは問題の解決にならないことがわかります。

次に、消費税の創設について述べさせていただきます。

まず、消費税の性格についてです。大型間接税は本来、所得の低い人ほど負担割合が高いという逆進性を持っています。この逆進性を緩和するために、生活必需品を非課税にしたり、ぜいたく品に高い税率を用いるなどの措置が講じられます。しかし、今回提案されている消費税は、その仕組みの上から逆進性を緩和することが困難で、食料品や公共料金等あらゆる消費に課税される上、単一税率であるために逆進性の強いものになっています。

さらに、消費税の創設により最も懸念されるのは物価の上昇です。消費税は、日本国民が全く経験したことのない新しい税制です。帳簿方式など制度があいまいなことも手伝いまして、導入前後混乱を生じ、税率分にとどまらない物価の上昇を招くことが予想されます。現在、日本の物価は世界的に見てかなり高く、この上物価が上昇すれば生活が圧迫されます。総理府の毎年行っている世論調査の政府に対する要望を見ますと、昭和五十九年まで物価対策が常にトップを占めていました。物価の安定に対する国民の切実な思いが伝わってきます。

消費税は、商品やサービスの値段に上乗せされ、それを消費者が消費行為を通じて負担する税です。ですから、消費者は値段という形で負担した税金を事業者が預け、事業者は消費者から預かった税金を税務署に納めるという源泉徴収に似ています。源泉徴収制度の代表的なものは給与所得者の源泉徴収ですが、両者の大きな違いは、所得税では自分の負担する税額が明記され確認できるのに対して、消費税では値段の中にどのくらいの

税金が含まれているのか、消費者にはわかりにくいということです。

消費税が導入され、税収の中に占める間接税の割合が高くなるということは、見える税金から見えない税金へ移行するということを意味します。負担した税金が見えないということは、重税感を抱かないということにもなりません。間接税は重税感を抱かせず、税金が値段の中に潜り込んでしま

うのです。税金は、自分の所得の中から痛みを持つて払い、また徴税する側も国民の税の痛みを理

解して、むだのない効率的な財政運営をすることが、民主国家を支える民主的な税制と言えるのではないのでしょうか。

終わりに、改革案全体を見渡しますと、所得、消費、資産等の組み合わせのバランスに重きを置くと

していながら、資産課税への是正が不十分で課税ベースの拡大が図られていません。各税目とも

も応能負担原則が薄れ、高所得者層、高収益企業に有利な税体系になっており、税負担が所得の高

い者から低い者もしくはない者へ、法人から個人へ大きく移動し構造が変化します。

国民に不公平感、重税感が生じるに至った最大の原因は、課税の基本とされる応能負担原則に立

脚した総合累進課税の所得税制に多くの優遇措置を設け、分離課税を導入して課税ベースを縮小さ

せたことにあります。国民の不公平感を払拭するためには、まず現行税法上のゆがみ、ひずみを是正し、税に対する国民の信頼を回復することが先決であると思います。

これで私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございます。次に、斉藤公述人にお願いたします。斉藤公述人(斉藤親仁君) 御紹介いただきまし

た。命の水とその使われた水の再処理を行う水道、下水道に働く労働者並びにガス、電気供給の労働者をも組織する全日本水道労働組合の委員長

労働者をしてまた一国民の立場できょうは当委員会にお話をする機会を得ましたことを感謝申し上げ、主権者たる勤労国民の一員として消費税問題について議員各位に御意見を申し上げて、ぜひともお聞き届けいただくようお願いするものであります。

もとより、限られた時間の中です。消費税導入をめぐる今日の政治状況についての国民の怒りとその心情、これらを含む基本的立場と、水道、下水道という命の水、命にとって日常生活上欠くべからざるものを課税対象としていることから生じる問題について、意見を絞って申し上げたいと思います。すなわち公営事業、公益事業を対象外とすれば消費税を認めるとい

うものではございませんことを、あらかじめ基本前提とさせていただきます。基本的に反対する理由の一つは、今、粕谷公述人からもございましたが、一つは、我々は、公約違反で税収の大幅な増収と大幅な福祉切り捨てのもとで軍備拡大の財源を搾り出すような、打ち出の小

づちとなるようなこの消費税に対して、これは将来にわたる大増税路線の確定を認めることで許すことはできないと思うのであります。

第二に、リクルート疑惑など、中曽根前政権、竹下現政権の根柢にかかわる一大疑獄事件の真つただ中で、国民の政治不信は高まっています。み

ずからは秘書のせいにし、ぬれ手でアワの大金を手にしなが

ら、額に汗して働く者、年金生活者、職のない人

たち、その他社会的弱者から税額をかけたようにして搾り取る消費税を新設することは政治的道義的にも認められないことだと思

うのであります。第三に、国民の求めている税制改革と今日の政府提案は大変なギャップがあります。私たち勤

労国民の切実な願いは、もっと徹底した大幅所得税減税であり、一方における年金、福祉の充実であります。お金持ちやお医者さん、大法人などに

続きその改革が不徹底のまま優遇は残され、改めなければならぬままに置かれていと言わざるを得ません。

こうしたことから、基本的には、私は本関連法案は全面撤回すること、内閣の総辞職を求めているのが大多数の国民の声だと申し上げたいのであります。消費税率導入は、その持つ逆進性とともに社会的公平を拡大するもので、一億総中産階級化という神話とは異なり、社会的公平を拡大するばかりであります。三%は低い税率といつても、竹下内閣一代限りという先日の答弁の報道に接して、国民は、ああやっぱり導入すれば後はどこまで高くされるかわからないという庶民の不安がもう的中したのかと感じているのであります。

内閣の支持率の低下はこうした国民の怒りと抗議というように、主権者たる国民の政治政治家各位も様子を正してきつと聞きいたすべきである、と強く訴えるところでありました。上に厚く下に薄く、目先をかわす薄いつ減税で国民を欺くような政治手法は許せないものだと思つています。真の公平是正と勤労国民への徹底した大幅減税こそ考へるべきであります。

さて、水道、下水道という日常欠くべからざる身近な公共サービスに消費税をかけることについて、悪税の証明として二、三の問題点を指摘しておきたいと思ひます。

税は、取られる者、納める者にわかりやすいものでなければならぬのに、私たちの友人である市民の皆さんが、あちこちの水道局などに問い合わせたところ、窓口をその電話はたらい回しをされた上で、今の段階ではまだよくわからない、料金がかかるのか上げられないのかかわからないという答えが多く返つていっているのが実情であります。事業体と一般住民にどういう差があるのか、具体的な構造、内容を明らかにし得ぬままに法案だけが先行して成立するといふのは、主権者たる消費者を置き去りにする悪法と言わざるを得ません。現実に行われつつあることは、全くもって民主国家の納税の理念に合致

しないのであります。

私たちが関係方面に極力手を尽くして調べようといひましたが、どこからかの統制があるところも、ええまして、ふだんなら対応してくれるところも、資料、数値について日ごろの対応と打つて変わってお出しいたしません。したがって、わからないことが多いのであります。逆に言えば、各事業体においてすら、まして国民、一般消費者にはわからないまま、知らされないままに、国の決定だからとこの消費税を押しつけてくるという図式が見えるのであります。これは認めがたい政治の姿と言わなければならぬと思ひます。きょうは、これを撤回し、改めて考へるべきだと申し上げたいのであります。

第二に、はつきりしたことはわからぬが、大体的な概要として我々の仲間が押さえた上での話としてある当局者筋が漏らしたことにより、ましても、全国では命の水とその再生処理に相当多額の税金がかかるというところは推測されるのであります。まづもって、空気とともに欠くことのできない命の水とその再生処理に税金をかけるという政治的発想については、国民大衆としても関係労働者としても認めがたい発想でありまして、かつて二年前に没となりました流水占用料、水源税などと同じように、これは成立を許せない考へ方ではないでしょうか。斎藤先生が厚生大臣の折にはこれを没にしていただけでしたけれども、今度は消費税として水に税金をかけていくというところについても私も断じて認められないというところでございます。限りある資源であり人間労働が加わったものでありますから料金をいただくというところは当然としても、我が国の国民感情から見ては国情としても、水にあるいはその処理に税金をかけようとする発想は許しがたい悪税の証明と申し上げるほかはございません。究極の悪税とはこのことではないかと言つても過言ではないのであります。

第三に、水道、下水道料金に上乗せされる税金は、その持つ逆進性とともに低所得者層ほど料金は

負担の過重負担がかかるということになります。

ほかに代替のない水の料金に税金を上乗せするという考へ方は、基本的な間違つています。水道料金は今日、格差是正の補助金が少しありまして、現実には十トン三百円から四千三百七十円まで全国では十五倍の格差があるのであります。それに税金をかけることは、さらにこの格差を広げ、不公平負担を拡大し、低所得者層ほど負担感が重くなるものであります。そうした点からも認めがたいのであります。

第四に、今日、安定給水と健全財政の確立を目指す中で、ただでさえ苦しい事業体の経営、財政にとりまして新税の負担は過重でありまして、経営の悪化をその圧迫、そのために、住民のための安定給水と環境保全、社会生活の基礎基盤としての下水道建設、普及等についても事業の発展を著しく阻害してくることは明らかであります。そうした点からもこの法案については、水道、下水道という分野から見しても認めることはできないのであります。

第五に、人間生活のもととなるものに税金をかければ、すべての物価上昇に三%にとどまらない大きな影響を及ぼすと考へられるのであります。悪い波及効果を及ぼす、そういう政治の根幹が今問われていると思ひます。

以上の観点から、本関連法案については白紙撤回をされること、成立についてはあくまで反対であるというところを申し上げまして、私の意見陳述を終わります。

○委員長(梶木又三君) どうもありがとうございました。

次に、福山公述人をお願いいたします。福山公述人。

○公述人(福山雅夫君) 私は、日本生活協同組合連合会の専務理事の福山でございます。

まず、弱者の集団でございまして消費者団体として、私どもの基本的な意見を申し上げたいと思ひます。

消費者への課税の強化、負担の逆進性と不公平を拡大し、物価を引き上げる消費税率の導入には反対の意を表明するとともに、生活協同組合への課税強化についても納得できない、そういう立場から、具体的な調査と実態に基づき陳述いたします。

第一に、消費税率の導入を柱とした今回の税制改革によって私たちの暮らしが一体どのような影響を受けるのか、一九八七年一カ年間の毎日の家計簿を振り返つて調べてみました。日本生活協同組合の行いましたこの調査は、全国九十五世帯における一月から十二月までの毎日、毎月の実際の家計支出金額に基づいて試算されたものであります。調査世帯の年代構成は二十代から各年代にわたっており、地域構成も北陸を除いたすべての地域を網羅しております。なお、この試算は便乗値上げ等の物価上昇が全くないことを前提に行つております。

今回の調査の結果を先に申し上げますと、消費税率が実施された場合には、昨年一年間の家計の実例から見ると多くの世帯にとって税負担が増加することが明らかになりました。

その第一点は、今回の税制改革では、高齢化社会における負担の増加に備えて広く負担するためには消費税率を導入するとしております。しかし、今回の調査結果によると、年金生活者の世帯では軒並み二万円以上の負担になり暮らしが大変になることが明らかになりました。私的年金も含めた年金収入は平均で二百九十八万円となつております。税制改革による所得税の減税分を差し引いたといたしましても、消費税率による新たな負担増は最高で七万五千円、平均でも年間二万二千円の増加となつております。

第二点は、年収の低い世帯ほど減税の恩恵も少なく、税負担の割合が高い結果となつております。差し引き増税になる世帯は、年収六百万円以

下では七四%の世帯が増税になります。厚生省の六十二年分国民生活基礎調査の概況により、年収六百万円以下の世帯が全世帯の七〇%を占めておられますので、消費税が実施されれば年収の少ない世帯を中心におよそ国民の半数が増税となることも推定されるわけでございます。

第三点は、消費税は生活必需品を初めとするすべての商品とサービスに課税されます。言い換えますと、消費支出全般に課税されることになる。言っても過言ではないと思います。このため、収入に対する消費支出の割合の程度によって家計への影響も大きく変わることになります。年収に占める消費支出の割合を見ますと、年収三百万円未満の世帯では九四%、三百万円台では七九%と高い割合となっておりますが、一方で、年収九百万円以上の世帯では六〇%以下と低くなっております。以上のことからおわかりいただけますように、高額所得者に厚い減税とあわせて、消費税が導入されますと税負担の不公平が大きく拡大をされます。公正に反する税制改革となり、経済的弱者にとっては高い負担となることは明らかでございます。

第四点として、今回の試算に当たりまして便乗値上げ等は前提としていないことを申し上げましたが、消費者団体として一言申し添えますと、消費税の価格への転嫁をしやすくなるためとして独占禁止法の適用除外による転嫁・表示カルテル行為を認めることにしております。カルテルが行われますと市場メカニズムによる公正な競争が阻害されて便乗値上げが促進されることになり、大幅な物価上昇となるおそれも十分にございます。むしろ共同行為による便乗値上げ、過剰転嫁を防ぐために独占禁止法による監視を強化することによって本来の機能を十分に発揮すべきでありましょう。こうした独占禁止法の運用にかかわる変更は、最終負担を予定されている消費者として納得できるものではありません。

第二に、今回消費者七団体による共同の調査といたしまして、各都道府県知事あてに消費税導入

による地方自治体や地域経済、県民生活への影響調査のアンケートを実施いたしました。四十七都道府県中二十六都道府県から回答をいただきました。地方自治体の税負担の増加もあつて、公共料金の引き上げなど県民生活に影響を及ぼすことが明らかにになりました。

その第一の点は、消費税導入及び個別間接税の改廃によって地方譲与税、交付税による収入を勘案しても、影響試算をいたして回答いただいたほとんどの県の税収が減少し負担が増加することが明らかにとなっております。税収の減少では、具体的な県を挙げて恐縮でございますけれども、兵庫県では二百四十億円、埼玉県では百七十億円にもなることが回答されております。また、消費税負担による経費増は埼玉県で百億円、高知県では四十億円にもなっております。

第二点は、各都道府県自体の消費税の負担による支出増や県民生活、県内経済への影響について試算ができていない自治体が極めて多いことも明らかになりました。地方自治体においても税制改革、消費税についての理解や合意が十分に進んでいないと思われるので、地方自治体への影響につきましても十分審議を尽くされますように要望する次第でございます。

第三に、消費税が実施された場合に生協の事業経営にどのような影響が想定されるのか、数字を若干示したいと思っておりますが、全体の数字を示すことは事業上不可能でございますので、考えられる事態について列記をいたします。

第一の点は、生協における組合員の幅が非常に広がっており、年金生活者や低所得者層が多くなりました。そういう面から申し上げますと、さきに述べましたような状況のもとで購買力が大きく低下することになります。したがって、供給高も必然的に低下することが避けられないという状況でございます。

第二点は、消費税は売り上げを発生させた事業者が納付する税金となっております。税金分を価格転嫁して値上げすることによって消費者に負担

させることを予定している税金ですが、必ず値上げできるという保証はございません。食品中心の事業体であれば、生協に限らず円以下の端数が出てくることにもなります。このために、値上げをして消費税分を消費者に転嫁するか、あるいは仕入れ値引きをして前段階の事業者が税金分を転嫁することができなければ、納付する税額をその事業者が負担することになり、第二事業税となってしまう。

第三点は、消費者は購入価格の値上げ分を他に転嫁できませんので、生活防衛のためにはより安い価格の商品を選んで選んで買わなければならないでしょう。このために、厳しい競争をしている小売業界の中で価格への転嫁が困難なときには、必要な利益を確保することができないために事業者は淘汰をされることにもなるでしょう。このことは、多数の生協の場合についても例外ではございません。

第四点は、消費税の実施に伴う対策会議の費用や時間あるいは導入準備のための帳票類の整備あるいは改定、コンピュータのソフトの開発、商品価格の値上げなど多大な経費が必要となると考えられます。このようなインシアルコストの転嫁ができるのだろうか、私どもは本当に疑問に思っております。ところでございまして、また、公共料金が値上げとなり諸物価に波及すれば、商品の原価や経費も値上げになると思われます。諸物価の値上げは経費増となって利益の減少となること予想されます。以上のように、消費税が実施されることによって事業や経営にさまざまな影響を及ぼすと考えられます。このために供給高の減少や利益の圧縮などによって構造的な赤字体質に陥る危険性も十分にあるということを申し添えたいと思っております。

第四番目に、所得税法等の一部を改正する法律案についてでございますけれども、法人税率は全体として減税の方向となっております。今回の改正案では公益法人とともに減税の方向になっておりますが、公益法人である協同組合の法人税率に

ついては基本税率は据え置かれましたけれども、大型生協についての税率を引き上げる内容となっております。

私も生活協同組合は、今回出されております生協に対する課税強化案には以下二つの理由によって納得しかねることを申し述べます。

第一点は、協同組合は非営利法人であり、その性格は規模の大小や事業の形態によって変わるものではございません。協同組合への課税を二段階に区分する措置は、協同組合の存在を否定することに通ずるものと言わざるを得ません。

第二点は、税制改革を論議した政府税制調査会の答申には、協同組合への課税について言及されておられません。法律案を公正に準備されることが強く望まれている点から言えば、深い疑念を持たざるを得ません。

以上のことから、さきに述べました生活協同組合への課税強化については、改めて反対の意見を表明するものでございます。

最後に、私どもの会員生協による税制改革について一万四千人のアンケートに基づき意見を申し上げます。

今度の税制改革の内容については、八四%が不公平を感じております。その理由の筆頭として、経済的弱者へのしわ寄せになっていることを指摘しております。また、税金の負担につきましても、非常に重いという意見が六五%になっております。さらに、税金の使われ方についても、七八%がむだに使われていると答えております。その他たくさん項目についてのアンケートをとっておりますが、税制改革は必要であるという意見も多数ございます。しかし、税制改革に当たっては、圧倒的多数の消費者が期待している不公平税制の是正をまず何よりも先に断行すべきであり、消費税については各界や国民の声が十分反映をされる必要があると考えます。

参議院におかれましては、十分ひとつ審議を尽くしていただくよう強くお願い申し上げます。陳述を終わらせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

○委員長(橋本又三君) どうもありがとうございました。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下稲葉耕吉君 自由民主党の下稲葉耕吉でございます。

公述人の皆様方は、師走の公私ともに御多忙な中を当委員会にお出まじいただきまして、大変貴重な御意見を陳述していただきました。まず心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

お話にもございましたように、昭和二十五年、まだ日本は占領下でございました。その際につくられたシャープ税制が根幹になりまして、若干の手直しはございましたけれども、今日に至っているわけでございます。そして、それを今回抜本的に改正しよう、しかも政府・自民党は長年かけていろいろな検討をまいりました。その結果を今回国会にお願いしているわけでございます。

そこで、約四十年にわたる日本の変化というふうなものを見てみますと、これは想像もできなかったほどの大きな変化があるわけでございます。産業構造の変化はもちろんのことでございます。経済的な面におきましても、さらにまた国際的な分野におきましても、四十年そこそこ前には全然想像することもできなかったほどの変化と発展が今日あるわけでございます。科学技術の問題にいたしましても、あるいはまたサービス業の飛躍的な発展。日本も昭和二十五年ごろは経済協力を外国からいただいていたわけでございますけれども、今日の日本はアメリカに次いで第二位の世界に対する政府開発援助をやっている国になりました。ここ一年か二年の間に、アメリカを抜いて世界のトップになろうというふうな段階でござい

ます。

ところが、これも先ほど来お話がございましたように、現在の日本の情勢は、端的に言いますとサラリーマンと企業法人と一部の物品に偏った税制で運営されているというふうな状態でございませう。もちろん我々もいたしましては、行政改革というものが基本になると思っております。行政改革に改革し簡素化し、そして合理的に、能率的に運営するということが責任であると思うのでございます。

さらにまた、税制改革についてもそうでございます。今議論されておりますのは、いかにして国の歳入を確保するかという議論でございますけれども、もつと大切なことは、その歳入された金をいかに有効に国家国民のために使うかということでございます。これについても議論しなければならぬ。これは当然なことでございます。

そういうふうなことを前提といたしまして、現在の行政を見てみますと、これもまたお話ございましたように、円高を克服いたしまして、現在、日本の経済は好調でございます。二十一世紀を目指しまして、来るべき高齢化社会を踏まえ、福祉社会建設のためにその基盤をつくるための税制の改革、これはもう今が絶好のチャンスであるというふうに私は確信するわけでございます。

そこで、いろいろ議論がございましたけれども、まず下城公述人に国と地方との関係について若干お尋ねしたいと思うのでございます。

実は一昨日、当委員会におきまして竹下総理大臣は、国と地方との関係は車の両輪みたいなものだ、こういうふうにおっしゃいました。私も全く同感でございます。しかし、言葉はいいんですけども、実際はなかなか難しい点があるかと思うのでございます。一方の車が大きくて他方が小さければ、車はひっくり返るわけでございます。し、目的地に到達することはございせん。そして、国と言いますとすぐ政府ということを考えるわけでございますけれども、地方と言いました場合には、政府という言葉に対応する言葉がなかなか

か探し出せない。地方、要するに四十七の都道府県があるわけでございまして、市町村にいたしましては三千二百四十五あります。それぞれの地方公共団体がみんな特徴が違っていてございませう。そして、いわゆる税収等の中身、その比率等もばらばらであるわけでございませう。今回の抜本的な改正によりまして、従来の制度と違わなければならない。従来は直ちにスムーズに移行できるという問題でもなかつたと思っております。

政府はその点をとらえまして、激変緩和措置というふうなことを考えているわけでございませうけれども、またお話がございましたように、八千八百億の純減がある。これはマクロに見て、トータルではそうでございます。今申し上げました数のそれぞれ地方公共団体にとってはそう大して影響をこうむらないところもあるかもしれませんが、それでも、非常に影響をこうむるところも多いだろうと思うんです。

そういうふうな観点から、先ほど国と地方との信頼の問題にお触れになりました。私はこのような制度がうまくいくかいかないかというのは、何よりも信頼の問題が大切だろう、このように思っています。その観点から申し上げますと、やはり地方の時代、地方の時代だと言われておりますが、今回の税制改正で七つの地方間接税のうち三つが廃止されました。そして四つが調整というふうな形になりました。それに相当する財源一兆九百九十億ですか、それがなくなりまして消費増税と税として国から譲与を受けるというふうなことになる。地方の独立独立というのを言われますけれども、現実には地方公共団体の首長として率直にどういうふうな考えなのか、まずその辺のところを承りたいと思います。

○公述人(下城雄策君) お答え申し上げます。国庫補助、負担金等のいわゆる整理合理化につきましては、地方制度調査会、臨時行政調査会等々の答申の趣旨に沿いまして、地方行政の自主性や自立性の向上、行政運営の簡素化、合理化等々の観点から今後とも積極的に推進する必要があると考

えたと考えておるわけでございますが、いまだ十分な成果が上がっておらないのが現状でございます。のみならず、国庫補助負担率の引き下げ措置は六十三年度までの暫定措置として行われてきたものでございまして、国と地方の信頼関係を損なわないためにも、本年度限りで廃止すべきものと考えております。

○下稲葉耕吉君 まさしくそうでございます。その国庫補助負担率の還元問題につきましてもなかなか遠慮しいしいお話しなされたように承るわけでございます。

お話のように、四年間で五兆円に上る財政的な問題があるわけでございませう。私も地方自治の観点から、あの五十九年の段階には国の財政も大変困っていた時期でございまして、今になりますと税収が見込み以上に巨額に上る、あるいはN T T株の売却益等の問題もあるというふうなことで、今回も従来どおりの措置というものが繰り返されるならば、やはり国と地方との信頼関係に大きなひずみというものがさらに生ずるんじゃないか、こういうふうな私どもも感ずるわけでございませう。この点につきましても当委員会ではいろいろ議論されました。総理は、やはり予算のときにひとつ決着するんだというふうなお話でございまして、その点も我々も何とかできるだけの努力をいたしたい、このように思うわけでございます。

それから、次にお伺いしたいわけでございませうけれども、きょう公述人の方々大勢いらつしやいますけれども、地方自治の現場に直接携わっておられますのもう一つ承りたいと思うのでございませうが、やはりこの税制の改正がうまくいくかいかぬかということ、一にかかつて私は国民の理解と理解に基づく協力ということだと思っております。そういうようなことで、地方自治の責任者として現場で多くの市民に接しておられるわけでございませうので、その辺のところ、今度の税制改革について国民の中に理解が深まったとお考えになっているのかないの

か。先ほど福山公述人も若干触れたようございましてけれども、その辺のところを市町村長のお一人としてどういうふうにお考えになつておられるか承りたいと思います。

○公述人(下城雄策君) お答え申し上げます。

努力中でございますというところが一つ言えると思うのでありますが、いずれにしても、私としては国の減税政策にたいしまして賛意を表しております関係からいたしますと、全市民に對しまして努力をしてこれにこたえていかなければならないという責任と義務があるわけございまして、目下努力中でございます。

○下福業耕吉君 それでは土方公述人にお願いたしたいと思いますが、先ほど今度の税制改革に賛成の立場からいろいろ貴重な御意見を承りましたが、私ども大変意を強くしたわけでございますが、若干角度を変えて国際的な観点から今回の税制改革についての御意見を承つてみたいと思つてございします。

御承知のとおり、輸入品目につきまして、例えば英国との間におきまして主としてウイスキー摩擦等がございました。あるいは自動車、輸入、そういうふうな問題なんかは今度の税制改革によりまして次第に税率が軽減されるということになるわけでございますが、その他の輸入品については一様に消費税がかかるわけでございます。私、不勉強でございまして、日本の消費税に対する外国側の反響というのが現在よくわからないわけございしますけれども、三%の消費税がかかるということによつて、非関税障壁じゃないかというふうなことで、業種によつては大問題となり国際的な課題となる可能性の場合によつてあるんじゃないかという懸念をするわけございしますが、その点についての御見解を承ればありがたいと思ひます。

○公述人(土方武君) お答え申し上げます。

御承知のように、ウイスキーとかワインとかいうものについての日本の関税が非常に高率であつて、また国内の消費税と申しますか、それが国際

的に問題になつておりますことは御承知のとおりでございます。それも政府の方で真つ先には正をされつつあるわけでございます。我々三%の消費税というものにつきましては極めて低率であるというふうな理解いたしておりますので、これが国際的に問題になるとはちよつと考えられない次第でございます。

○下福業耕吉君 それでは次に、丸尾公述人にお伺いたしたいと思ひます。

先ほどのお話を承りまして、私大変共鳴するところが多いわけでございます。条件が満たされれば賛成というふうな立場で最後に三つの条件をお述べになつたわけでございますが、今度の消費税の導入につきましてやはり竹下総理自身最初六つの懸念とおっしゃつて、それから八つの懸念、それを何とか中和——中和という言葉を使つておられますが、中和したいというふうなことで具体的な議論というのがなされていくわけでございます。それは中和ではないとか、いや中和できていくとかいろいろ議論はございますけれども、そこで、パッケージ的な改革が必要であるというふうなお話もございました。これは消費税、税制全般の問題についてはもちろんそうでございますけれども、税以外の政策的な問題まで含めましていろいろお話がございまして、私はもうなるほどそのとおりだろうと、こういうふうな思ふわけでございます。

それから、不公平税制に関連する例のキャピタルゲインの問題に関連しまして、資産所有の平等化とか拡大とか、その辺の具体的な提言があつたわけですが、御承知のとおり、今回の一連の税制改革の中で原案といたしまして寝たきり老人減税の問題につきまして、現行八十万円でございますが、それを九十万円の減税で提案いたしまして、御承知のとおり、衆議院の本院議における修正におきまして九十万円が百二十万円になつたというふうなことでございます。これはどちらかといいますと、先生のいわゆる普遍的な制度への

移行というふうなものを国が考えつつあるんじゃないか、こういうふうな思ふわけでございます。

そこで、年金の問題それから医療の問題、医療に関連する社会保障の問題、これもいろいろ制度的には進んで今日に來ていると思ふわけでございますけれども、その辺につきましてやはり寝たきり老人減税がこういうふうになつたことは一応評価されているようございしたけれども、その辺のすき間なりあるいは将来の方向なり、いろいろ御意見なりあるいは制度に対する御意見を承ればありがたいと、このように思ひます。

○公述人(丸尾直美君) 今回の税制改革の議論の過程で、中和といひますか、パッケージ的といひますか、交換といひますか、社会契約といひますか、そういうようなことがいろいろな点で進行してきていたことは、私は評価しているわけでございます。

私が挙げましたことの中でも、今も御指摘のありました寝たきり老人などに対する介護の問題がありまして、法案の中で出ている減税措置以外に、たしかここ数日の間に介護手当というふうな話が出ております。減税ですと、御承知のとおり、税金を払つていてる家庭でないと思ふわけでございますけれども、介護手当ですとあるわけですね。そして、特にそういうのを必要とする人はどつちかという低所得者で、所得税を余り払っていないような方が多いわけですから、やはりすき間といひますと、この分野では減税措置だけでは減税の恩恵を受けない人には恩恵がない、そういう点で、どつちかといひますと減税よりも介護手当あるいはそのどつちか選択とか、そういうようなことがあつた方がより普遍的な制度ではないかと思ふわけでございます。

○下福業耕吉君 今の問題に関連いたしまして若干突つ込んでお伺いたしたいと思ふわけでございますけれども、西欧的な社会保障といひますか、そういうふうな問題と、それからアメリカ的な個人を中心とする保障形態、そういうふうなものの中間に我が国はあるのじゃないかなというよ

うな感じがいたしますし、いろいろあれしてみますと、先生も大体そういうふうな御意見のように承るわけでございます。

今から老人福祉サービスといひますか、そういうふうな問題がどんな今日の課題として重要になつてくると思ふのでございしますが、そうしますと、先ほど出てまいりました老人介護の問題だとか何だかんだ含めまして、住宅構造の問題だとかあるいは住環境の問題だとか、そういうふうなもの大きな課題となつてくる。今度はそれに対して税制がどういうふうな立ち入ればいいのか、政府として政策的にどういうふうな立ち入ればいいのか、その辺のところについて御意見ございすれば承りたいと思ひます。

○公述人(丸尾直美君) おっしゃるように、ヨーロッパ、特に北欧型の非常に公的に介護などをやる政策と、アメリカのように介護、医療をかなり民間に依存するところと、その中間、中間といひまして単に中間というよりもそのよい面をうまく組み合わせたといういわゆる福祉ミックス、それに日本の伝統である家庭などのインフォーマル部門、それをうまく最適にミックスすればそれほど公的な費用、税金をかけなくて、いい福祉が充実できるだろうというのが私の考えであります。

そして、後の方の御質問でございしても、住宅構造、住環境など、これも介護問題と非常に重大な関係があるわけですね。日本の住宅構造というのは、非常に寝たきりになつたときに寝たきりにしてしまひやすいわけですね。ベッドでないということだけで非常に違ひますし、車いすの出入りが自由にできないということですね。そういうことが今後非常に重大な意味を持つてくるわけでございます。ですから、寝たきりの人ができたとき、あるいはできるおそれがあるとき、住宅の改善、車いすとかそういうものを通りますと、寝たきりでもある程度ノーマルな生活ができるようにするとか、あるいはギャジベッドを入れて起き上がりができるようにするとか、そういう政策に関して政府が税制上あるいは補助などの形で十分措置

をするということは、本人や家族のためだけでなく、寝たきり老人を減らすという意味でも非常に効果があるんじゃないかと思ひます。

よく北欧へ行きまして、日本では寝たきり老人がこれくらいいるけれどもデンマークやスウェーデンではどれくらいだと言いますと、我が国は寝たきり老人は病人以外はいませんということを言います。これは文字どおりそうではないんですけれども、非常に起き上がる努力のバビリーシヨンとかそれから車いす、ギャジベッドとか介護等々でやっているわけですから、これをやりますと寝たきり率というのは非常に減るわけですね。それは、本人にとりまして非常に福祉になります。そして老人自殺率なども下げるのに役立つでしょうし、いろんな点で効果があると思ひますから、そういう点での税制上あるいは補助についてもう少し御配慮いただくといいようなことももうちょっとお約束いただければ、税制改革のパッケージとして非常に有効な意味を持つのではないかと思います。

○下稲葉耕吉君 今度は久野公述人にお伺ひしたいと思ひますが、トヨタカローラにお勤めのように思ひますが、税制が公平であれば何も感じないだけども、不公平だと取られたというふうな感じがするといふふうにおっしゃられました。私はそれはなるほどそうだと思うのでございします。

それと同時に、やはり消費に責任を持つということが大切であるといふふうな御発言もあつたわけでございます。先ほど土方先生の方からもお話がございましたように、広く薄く税金をかける、税制を直すこと、これがやはり最大の不公平の是正になるんじゃないかといふふうな御意見の開陳があつたわけでございます。毎日そういうふうなことで、産業労働者と言つては失礼でございますけれども、いろいろ活動をしておられまして、すばらしい税制といふふうなものは果たして全体としてどういふふうな形がいいのか。例えば三%ではなくて二段階がいいといふふうなことでござい

ましたけれども、先ほどの最初のお話と若干矛盾するような感じもしないわけでもないんですが、その辺についてもう少し突っ込んだ御意見がございましたら承りたいと思ひます。

○公述人(久野靖正君) 税金は、だれも払いたい払いたくない人はないと思ひますけれども、まあしやうがないかなといふふうな思ひえれば公平じゃないか、そういうふうな思ひえっております。それから、二段階云々で申し上げたように、国民生活に非常に必要度の高いものとするでなくとも、とを分けるべきではないかという素朴な考え方でございます。

○安恒良一君 社会党の安恒であります。

公述人の皆さん大変御苦労さまでございします。たくさんの方がおいでになりますし、私に与えられた時間は二十七分、皆さんに御質問ができな

いのお許し願ひたいと思ひます。まず最初に、粕谷晴江さんにお聞きをしたいのですが、御主張の中で今回の配偶者特別控除についての御批判があり、やはり基礎的な部分をふやすべきだといふ御意見を聞かせていただいたのですが、私はその点に賛成なんです。

そこで、ちょっとこれらの問題についてお聞きしたいのですが、ヨーロッパ各国、アメリカ等では二分二乗方式というのを取り入れられています。この点について、課税単位を世帯単位にした方がいいのか、それとも個人単位にした方がいいのか。二分二乗方式についての御意見も含めてお聞かせください。

○公述人(粕谷晴江君) お答えさせていただきます。

全く私自身の意見ですけれども、世帯単位の課税といふのにつきましては、まだ多少その問題点が整理されないといけないんじゃないかと思ひます。現在のところは個人単位課税でよろしいのではないかと思ひます。

○安恒良一君 次に、下城市長さんにお聞きしたいんですが、まず最初に、今度の消費税が導入されました場合、おたくの市の財政に、財政的にど

れだけの影響があるのか御説明願ひたいと思ひます。

○公述人(下城雄策君) お答え申し上げます。

消費税につきましては地方財政への影響の件でございますが、現段階におきましては、この数値につきましては把握は大変困難なことではございまして、影響がないとは言えませんが、従来この国と地方の信頼関係からいたしまして、これらの補てんは当然なされるものと考えております。なお、個々の自治体の財政運営等につきましては、支障のないように講じてほしいと考えております。

また、税の不公平感の解消が図られるならば、これを導入することは望ましいと考えております。さらに、住民に対します影響等につきましても、税の不公平感や重税感の解消が図られることになれば、市民も大変納得するものと考えております。

○安恒良一君 残念ながら、私聞いているのは、おたくの市では財政規模としてどうなるのか、こういうことを聞いたわけではございしますが、まあ結構です。まだ十分におつかみになつていないようですね、市長。

そこで、続いてお聞かせ願ひたいんですが、今度の税制改革では、国と地方の財源配分は、私たちで計算しますと約六一対三九になるように感じます。大平内閣のもとでも国が四五、地方が四五であつたわけですね。

そこで、二十一世紀高齢化社会を展望した改革といふのが今度の税制改革の政府の中心的な言ひ分の一つなんですが、問題は、その時代に役割を果たすことが期待されているのは、私は高齢化社会では特に地方自治体の役割が重要だと思ひます。ですから、どうも今度の改革は時代に逆行しているんじゃないだろうか。例えば、当面平年度で約九千億に近い財政赤字が見込まれていますが、その手当てが十分ではありません。ですから、自治体側としてはこれはどう対処されるんですか。

○公述人(下城雄策君) これは最初に私が申し上げましたように、この問題につきましては、これからの課題として我々も大いに努力を、お願ひもせなければならぬ問題でございしますが、いずれにしても、今回の税制改革によつて、交付税以外の譲与税等によりましてそういう問題を解決していただきたいというのが我々の願ひでもございします。

○安恒良一君 それじゃ、重ねてお聞きいたしますが、自治体にとつて消費税導入のメリットというもののついて端的にお答え願ひたいと思ひます。

○公述人(下城雄策君) お答え申し上げます。

メリットは……

○安恒良一君 ないでしょう。

○公述人(下城雄策君) ないといひましようか、そうお答えする以外に今のところございせんので、御理解いただきたいと思ひます。

○安恒良一君 よくわかりました。それじゃ今度は、土方会長さんにお伺ひをしたいんですが、土方さん、法人税の減税問題等いろいろ言われましたが、アメリカのレーガンさんのこの改革について土方さんはどのようにお考えでございまいしょうか。

○公述人(土方武君) お答えいたします。

アメリカの税制と日本の税制とは随分違つておりまして、アメリカは政策税制が非常に大きな割合を占めております。それを整理いたしまして基本税率を下げたといふことでございまして、税制の改革が全体といたしましては引き下げになりまして整理もされたといふことで、企業にとつても非常によかつたんではないかといふふうな思ひえしております。

○安恒良一君 いや、アメリカにおいてレーガンさんは法人税の改革をやられましたが、そのことについてどういふ御評価な御意見なりをお持ちでしょうか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○公述人(土方武君) お答えいたします。

結果として非常に税率が下がりましたので企業の活動が活性化された、このように高く評価いたしております。その方法は、日本と違うということとを先ほどちょっと申し上げましたわけでございます。

○安恒良一君　そこで、法人税について土方さんに少し聞きたいんですが、日本の法人税の実質税率の問題だと思いますが、諸外国から非常に高いと、こういうことになっているんです。日本における各種引当金ですね、いわゆる賞与、それから退職給付引当金、それから貸倒準備引当金等々、租税の上でいろんな引当金がございます。それからまた、法人税の減免のための諸制度等があるんですが、そういう点で本当に実質税率というのが日本は各国に比べて非常に高いんでしょうか。そのところ、土方さんの御主張では非常に高いと言われたんですが、そういうものを諸控除した場合の法人税の実質税率についてどうお考えになっておりますか。

○公述人(土方武君)　お答えいたします。

私も常に実効税率と申しますか、実質税率と申しますか、二つあるわけでございますが、それに換算して物事を考えておるわけでございます。それで基本税率は、例えば法人税は今四二%でございますけれども、これに法人の地方税を加えまして、さらに先ほどお話ありましたような引当金その他を加減いたしました結果が実質の税率になるわけでございまして、これが現在日本では五一%。それで諸外国はそういうことを計算いたしましたいろいろな整理もされた結果、アメリカは四〇%、イギリスは三五%といったような税率になっておるようには理解いたしておるわけでございいたします。

○安恒良一君　実質税率を、今の法人税率から各種引当金を控除した場合にそうなるという御主張は承っておりますが、私はこれは間違っていると思っております。

人税を引き下げる場合のやり方として、日本で言うならば、このような引当金制度というものを全廃して法人税の課税ベース全体を上げる、その中で税率を下げる、こういうやり方をアメリカのレーガン氏は見事にやってのけたんですが、そういうやり方について、土方さんはどうお考えなんですか。

○公述人(土方武君)　お答えいたします。

日本の場合、法人税の引当金と申しますのは極めて整理されてまいりまして、現在大きなのが三つございまして。貸倒引当金、退職手当引当金、それに賞与引当金といいますが、そんなものでございまして、例えば退職手当引当金、賞与引当金などは従業員に対する賃金債務を適正に積み立てるということで、収益とするに要した費用の期間対応ということもございまして、この二つの面で我々はこれが最も企業会計上正しいやり方だということ、今まで政府の方も御承認を願ってやってきましたわけでございます。

貸倒引当金、退職手当引当金につきましても、これが引き当てられなくて何かの事故が起きましたときに、企業が非常に危機に瀕するようなことのないようにということで認められてきたわけでもございまして、そういうことでございまして、今、安恒先生のおっしゃいますように、こういったものをすべて整理して基本税率をぐっと下げるといふことであれば、また我々もそれに対処して考えていかなきゃならぬというふうには思っております。

○安恒良一君　経団連が五十九年に法人税の税率の引き下げをいろいろ要望されたときに、会長は日本の税率は高いというふうに言われたんですが、大蔵省自身がそうでない、こういう反論をして具体的数字を挙げたことを御記憶ございませうか。

○公述人(土方武君)　私は、その当時経団連の税制に閣下と申しておりますので存じませんけれども、お話を聞いております。

これはしかし、大蔵省と十分その後打ち合わせいたしまして、例えば今回の税制改革では法人税が、現在は実質五一・五五%でありましてのが改正後は四九・九八%になるというふうな数字につきましても、完全に大蔵省と今は数字が一致いたしております。

○安恒良一君　大蔵省と申すんですが、それは私もから見ると、あなたたちの圧力で数字的には自民党さんがお折れになっただけだと思っておりますが、それは結構です。

それから、最後に一つ土方さんにお聞きしたいんですが、今、サラリーマンは税の不公平感を非常に持っています、その不公平感の最大の一つは、何といつてもこれはいわゆる税の捕捉の問題です、クロヨンとかトーゴサンと言われる。今、会長の御主張では、サラリーマンの一番怨嗟の的になっている税の捕捉というものが、消費税によって何か是正されるような御意見の開陳のようだったんですが、その点について、ちょっと考え方を聞かせていただきたい。

○公述人(土方武君)　先生のおっしゃいますとおりに、サラリーマンは他の業種に比べて捕捉の仕方が不公平であるという感じは持っております。したがって、所得税を減税いたしまして、他方、消費税というものに置きかえたと考えました場合に、その捕捉の仕方がより公平になるというふうには申したわけでございます。

○安恒良一君　いや、私のところちよつとわかりかねて聞いたんですがね。

まず問題は、クロヨンとか、捕捉というものを直すことは、今回の消費税をやることによって非常に不十分なんです。そうしますと、サラリーマンはそこが直されないまま一般消費税を取られる。一方、今までクロヨンで免れておった人は、消費したら税金を納めるといふことになりまして、サラリーマンも同じように消費をすれば、やっぱり消費税を取られるわけですから、その限りにおいて不公平税制に、今申し上げましたようなことに手がつかなくて、消費税で所得捕捉の格差

がなくなるといふふうには考えられないんですが、その点はどうなんですか。

○公述人(土方武君)　お答えいたします。

先生のおっしゃるとおりでございます。個々の税目を今のままにしておけば、その不公平はそのまま残るわけでございます。ただ、消費税ができてきて、所得税の税率が減るということによって、その分だけ公平感が出てくる。依然残っております不公平感はあるわけでございまして、今後その点はもちろん税目ごとに検討していただきたいと思っております。

○安恒良一君　次は、久野さんにお聞かせを願いたいんですが、私は、今度消費税に反対をしていく理由を明確に言いますと、まず消費税をつくる前に、納税者の強烈な怨嗟の的になっていきます。特にサラリーマンから言われています。この不公平税制を徹底的に改めることが必要だろう。そういうことをしないまま消費税をつくれれば、ますます不公平税制というのはい一段と格差が広がるし、さらに消費税自体が新しい不公平をつくり出すことになる。そしてその次の問題は、総理は、これを解消するために最近では八つの懸念の解消ないし中和と、こういうことを言っておられますが、この法案を審議しておるんですが、それが一つもできてない、非常に不十分だ、こういうことがわかるんです。

久野さんは長い間サラリーマンをされておった、こういうことでありますから、あなたの理由の中にもいろいろあつたんですが、ここの問題点について、長年サラリーマンをやっておられる方として、この消費税のところについての考え方を聞かせていただきたい。

○公述人(久野靖正君)　一般的に税率が下れば、それはサラリーマンにとってももちろん歓迎することなんです。消費税によつて社会保障も充実するということです。で、弱者はそれによつてカバーしてもらえないものがあるんじゃないか、そういう考えでございます。

○安恒良一君　それから、土方会長にいま一つお

聞きをしておかなきゃならぬのですが、いわゆる二十一世紀へ向けての高齢化社会に対してという意味で、年金の支給年齢を年次を追って六十五歳に引き上げる、こういうことなんですね。ところが日本の場合には、御承知のように、終身雇用制度でありまして、今六十歳以上定年を持つてい

のは五八・八%ですね。それが一年間でどれだけ進んだかということ、六十三年度の調査の結果ですが、前年が五八・七%から一年で〇・一%しか上昇してないんです。こういうような形で今度の長寿社会展望、消費税を導入のための展望、社会保障のビジョンというものを描かれたんですが、果たしていわゆる企業定年を六十五歳に延ばすということが、どうも施策というのを見ますと、それぞれの民間資本、企業の努力に相まつことがうんと書いてあるわけですね。そこらの点についてどういうふうにお考えですか。

○公述人(土方武君) お答えいたします。
私も企業経営者といましては、目下非常に老齢でも皆さん健全でございますので、なるべく定年を延ばして働いていただきたい、労働時間を短縮してでも長年働いてもらうという方向で努力いたしておるわけでございます。

ただ、厚生年金が六十五歳になるということは、先手を打たれといいますが、企業の方がまだそれに追いついていないというおそれも今あるわけでございまして、私も大いに努力をしながらいかぬと思っております。社会保障年金が年々増大するところから六十五歳という延長がとられたと思うわけでございますが、社会全体がそれに沿っていきまますように我々も努力していきたいと思っております。

○安恒良一君 最後に、福山さんにお聞きしたいんですが、今度の税制改革は資産と所得と消費のバランスをとるんだと、これが大きなテーマになっているようですが、今、この三つの課税課目の中のバランスが一番最大に崩れているところはどこだということふうにお考えでしょうか、ひとつお聞かせ願いたい。

○公述人(福山雅夫君) 私の方では所得だというように考えております。

○安恒良一君 そこでその次、消費と資産、これほど大きな問題があり、バランスが崩れていっていると思いませんか。

○公述人(福山雅夫君) 消費だというように考えております。
○安恒良一君 齊藤さんから前段にいろいろなことを聞かされたんですが、齊藤さん、水道だけではなくして、何かガスとか電気等々言われましたね。しかし、ガスにかかること、電気にかかることと水道にかかることの問題は、どうも御主張は、それらを組織しているというけれども、水道のことを中心に述べられたと思います。ガスとか電気、これは御承知のように、今度地方税で税制の改革がございまして、そういう問題を含めて、ちよつとそこそこの関係を正確に言っておいていただかないと御主張がわかりかねたもので、整理して御意見を聞かせてください。

○公述人(齊藤親仁君) お話を限定する立場として、私の方は、上下水道労働者のほかに若干のガス供給と電気の供給労働者を含む労働組合ではあるが、時間の制約上、基本論一般と上下水道関係についての問題点について公述させていただきます。いうふうに整理をいたしました。

以上、御了解願いたいと思います。
○安恒良一君 それから丸尾教授にお伺いしたいんですが、消費者が業者に支払った消費税というお金の性格ですね、私はこれはいわゆる公金だと思ひますが、いや、これは業者の売上金なんだから預かり金だと、こんな意見等も今聞かせているところなんです。いわゆる消費者が業者に支払った消費税というお金の性格について先生はどのようにお考えでしょうか。

○公述人(丸尾直美君) これはどちらに今転嫁されるかというように依存することであつて、本来なら、税金といえればそれは公金なんですけれども、事実上どちらになるかはその業種によつて違ってくるというのが現状じゃないかと思ひます。

それからついでに、先ほどちよつとあわてて言つたものから間違ひしまして、株式上場会社の株式資産全体が一九七五年度に消費の一七・七%と言ひましたが、ちよつと読み間違ひしまして四七・七%です。済みません、訂正させていただきます。

○安恒良一君 もう時間がありませんけれども、丸尾先生、実はこれを議論しているのは、消費税というお金は公金です。ところが、御承知のように、取り立てまして長いのは一年四カ月流用ができるわけですね。そして、これが大企業はどうまきやれば財テクに使われるわけですね。そういう意味で、このところは、お金の性格というものは、消費者が払つたものはやはり公金というふうなきちつと位置づけておかないといけないんじゃないかなと、こんな感じを持つていらっしゃるんですが、その点をお聞きしたかったです。

○公述人(丸尾直美君) そこは、私自身も十分考へなかつたところでして、非常に興味ある御指摘ではあると思ひます。
○安恒良一君 結構です。
○和田教美君 公述人の皆さん、お忙しいところありがとうございます。公明党・国民会議の和田でございます。

私の持ち時間が非常に短いものですから、消費税を中心にお聞きしたいと思ひますが、お答えはなるべく簡潔にひとつお願いを申し上げます。
税の専門家のお二人にお聞きしたいわけでございますけれども、谷山税制経営研究所所長さんにもお聞きしたいんです。

この消費税の問題については、税調会長自身が墮落した消費税ということをおっしゃつておるし、新聞の論調などを見てもあいまい、粗雑、いかげんというふうなレッテルを張られているわけですね。果たして税制として体をなしているのかという感じがするわけなんです、先生のお話でも、逆進性の問題についてこれを薄めるために、例えばカナダなんかで一定の税額を所得から

控除する方式なども考慮しているというふうなことをおっしゃつておりましたけれども、いろんなそういう工夫をしたらこの逆進性その他の、いわゆる大型間接税というふうなものを持つ本質的な問題点、欠陥というものが直るものかどうか。その点、先生はどうお考えになるか、まずその点をお聞かせ下さい。

○公述人(谷山治雄君) お答え申し上げます。
私、大型間接税が逆進性を持つていっていることは、根本的に私は改まらないというふうには思ひます。

ただ、緩和する方法としては、非課税とか完全非課税であるゼロ税率制度とかあるいは複税率制度とか、そういうものを設けて逆進性を緩和する。もう一つ、低所得者層に対する打撃を緩和する意味では税額控除等の方法を採用する。具体的に申し上げますと、例えば日本の場合には、生活保護費を最低の基準と考へますと、四大家族で約二百万でございますから、その三%、六万円の税額控除をしますとかなりの程度は緩和できるだろうと。

しかし、それにいたしましても、根本的には解決できないというのが私の見解でございます。
○和田教美君 次に、粕谷さんにお尋ねいたします。

この消費税の性格について非常に鋭い言葉がございましたけれども、我々が見ても、さつきも水道の労働組合の方がおっしゃつたように、命の水にまで税金をかけるとか、食料品にも税金がかかる。あるいはこの間も話が出ていたんですが、お産の場合にも税金がかかる。おむつにも税金を取られる。身体障害者が車いすを買うという場合も税金を取る。およそ取る方の論理だけが優先をして、取られる側の論理を全く無視した非人間的な税制の典型だというふうには思ひますね。
そこで、御婦人の立場からその点をどうかんがえていかうかということ、もう一つ、さつきお述べになつた母子世帯の問題に関連して、母子世帯は大半は自分の稼得所得でやつていらっしゃるんだから、

単に消費税の対策として生活保護をふやすとかなんとかというだけではだめなんだというお話がございました。私も原則として、税金の問題は税制の中でそういうマイナスイメージを極力埋めたいという努力が必要だと思っております。ところが、どうも政府の答弁を聞いておると、これは確かに欠陥があるから、予算措置その他、他の施策によつて埋めようというのを盛んに強調される。そういうことは、僕は税を考へる場合の基本的な考え方と間違ひがあるのではないかとこのように思ふんですが、その二点について伺ひいたします。

○公述人(粕谷晴江君) お答えさせていただきます。前の方の御質問につきましては、社会的弱者と言われます母子世帯ですとか高齢者世帯に対して非常に厳しい税金になると思ひます。今回の消費税の形は、その逆進性が緩和される方法がとりこゝういふ階層に厳しいわ寄せが行くのではないかとと思ひます。

それからも一つ、母子世帯のことをおつしやいましたけれども、おつしやるとおり、税制の欠陥を給付で補うという形が本来の形かどうか、ちよつと疑問に思われるところだと思ひます。

○和田教美君 次に、住友化学の土方さんにお尋ねをいたします。

政府は、今度の税制改革の基本的な考え方として所得、資産、消費の均衡ある税制をやるんだと、こういうことを盛んに強調いたしておりますし、土方さんの先ほどの公述でも、そういうことを評価するよう御発言がございました。ところが、他の公述人の多くの方が、この三つのバランスという点で見て一番落ちてゐるのは、つまり資産に対する課税が非常に甘いのではないかとこの点を指摘される方がかなりあつたわけでございますね。私が見ても、資産課税というのは、資産そのものに対する課税と資産性所得に対する課税とがあると思ふんですが、資産性所得に対する課税では、株についてのキャピタルゲイン

の問題というのはやつと第一歩を踏み出したといふことだと思ふんですが、特に土地ですね。我々は特に大法人の持つてゐる土地、これに対する保有税を、土地増価税というやうな形のものを取るべきだといふふうに考へておるわけなんです。政府は、未実現利益にはかけざるべきでないという論理でそれを退けておるわけなんですけれども、その点については、住友化学も土地をたくさん持つておられる、つまり装置産業ですから、その点はどういうふうにお考へになつてゐるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○公述人(土方武君) お答えいたします。所得、資産、消費、この三つのバランスの上で税金が取られるべきであるといふことはまさにそのとおりでございます。ただ、それが特に所得に偏つておる、直接税が七三%も占めておるといふところに、私は不公平税制だといふことを先ほど申し上げたわけでございます。

先生御指摘の資産につきましては、私は、全くの私見でございますけれども、日本の相続税といふのは相当重いわけでございます。最終的にはこの資産は相続税で相当取り上げられておるのじやないかといふことで、三代目には資産がなくなると言われておるほどでございますから、そういう意味で、先ほどのキャピタルゲインにつきましてはおつしやるとおりだと思ひますが、資産全体につきましては多少の違つた考へを持つておるわけでございます。

土地につきましては、特に企業の持つております土地、企業はその土地を仮に処分いたしましたときは、時価で売つた分についてきつちりと税金を払うわけでございます。それを保有しておる間には税金は払つていないといふことになるわけでございます。ただ、その土地を保有しておるだけで何らのメリットがない、果実を生んでおられますときにこれに課税されるといふことは企業の崩壊につながつていくのではないかとこのように思ふわけでございます。何ら果実を生みませんのに税金だけ取られますれば、その分だけ借金がふえる

といふだけのことでございますので、それは無理ではないかといふふうに我々は考へておるわけでございます。ただ、その含み資産と申しますか、そういうものは処分いたしますれば必ず税金は払うといふ意味においては、きつちりと捕捉されておるといふふうにお考へております。

○和田教美君 今、相続税の問題をお話になりましたけれども、これは個人の場合であつて、法人の場合には相続税というのはなかなか起らないですね。法人が死ぬといふことはまずないと思ひますから、大法人が、そうすると、そういう形の実現利益といふものは出てこないわけですね。

その点はどういうふうにお考へになりますか。

○公述人(土方武君) 法人はおつしやいますとお死にませんが、だから活動しております間、その活動に対して税金を納めておるわけでございます。

○和田教美君 丸尾先生にお尋ねしたいんですが、丸尾先生の御議論は、条件つき賛成ともしられるし、大変厳しい条件、福祉のプランとかあるいはまたその他のいふやうな条件、キャピタルゲインの課税をもつと十分やれとかそういうやうなこともおつしやいました。そういう条件が整わなければ消費税といふやうな形のものに軽々には賛成できない。どちらに重点が置かれておるかです。つまり、条件つき賛成なのか、条件が満たされない場合には反対という方にウェイトを置いておられるか、どういふふうにお受け取つたらいふのかちよつと明確でなかつたので、お答え願ひます。

○公述人(丸尾直美君) 条件つき賛成といふのは、条件が満たされなければ、それは定義は同じことですね。ただ、条件といふのは、場合によつては、法律的にすべて今載らなければならぬといふことでは必ずしもないですね。附帯決議といふのがどれくらい効力を持つのかどうか知りませんが、何らかの形で、社会契約の中で、私の言いましたことの中には政府が約束できることとありますから、そういう点が非常に納得いく

ものになれば、私は賛成したいと思つておるわけですね。

ことしの予算委員会とき、衆議院の方でしたけれども、私はやはり条件を言ひまして、そのときは、ことしじゅうにできるか疑問だといふことを言ひましたけれども、その後、かなりそのとき強く言ひました福祉ビジョンなども出てきましたし、若干の点で、特に介護関係、デイサービス等で具体的な数字が出てきましたので、それから、もう少し福祉の点とそれから不正税制のところでお納得いふやうな改善がなされれば、私は賛成という立場でございます。

○和田教美君 最後に福山さんにお尋ねしたいんですが、今度の消費税の問題については価格転嫁の問題がいろいろ議論になつております。先ほどのお話でも、一方において価格転嫁、転嫁カルテルといふやうなものが認められておるために便乗値上げになる可能性が強いといふお話がございました。しかし生協の立場としてみれば、なかなかその転嫁も難しい、そして非常に経営が苦しくなる可能性があるといふお話がございました。福山さんとして、全体としてこの問題はどちらの方により問題点があるといふふうにお考へなのか、生協の立場で結構でございますから、ひとつお述べを願ひたいと思ひます。

○公述人(福山雅夫君) 先ほど申し上げましたように、価格転嫁の問題は非常に大きな問題でございます。実際に生協の場合でございますと、組合員がみずから生活を守るために出資をしまして、利用をする、そして商品を選定して値づけまして間接的には関係をする、こういうことでございまして、私の方で考へますと、今度の消費税の導入によつてこの転嫁問題は大きな影響を受ける、こういうやういふことは考へておるわけでございます。ただ、これも転嫁できない場合においては実際問題といたしまして損益に大きな影響を与えらるゝといふことになりまして、現在の生協だけの実態から申し上げますと、現在でも購買生協の場合、二四%ぐらいが決算におきまして赤字を喫はるゝ出

しておるという状況でございますが、これが導入をされまして転嫁されないというような場合には、赤字生協でもかなりの税金を負担しなければならぬ、こういう状況であるということをお願いしていただきます。

それから、先ほど大変失礼をいたしました。私は勘違いをいたしました、安恒先生の御質問に對しまして申しわけございませんでしたけれども、資産として所得、消費の關係でございまして、所得と消費の順にとらえてございまして、特に家計実態の中におきましても消費については、所得とか資産に關係なく、やはり個人が生活する場合においては支出をしなければならぬ、こういう状況にございまして、先ほど大変失礼いたしましたけれども、勘違いをいたしておりましたので、訂正をさせていただきますと思ひます。

○近藤忠孝君 日本共産党の近藤忠孝であります。時間の關係で、ごく限られた一、二の方への御質問になるかと思ひますが、御了承をいただきますと思ひます。

まず、谷山公述人であります。消費税の導入は必要だというその必要論の中に、こういう大型間接税の採用は國際的潮流で、こういうものを持つていないのは日本だけだ、こういう意見がありますが、これについてどうお考えか。

○公述人(谷山治雄君) 私は、この大型間接税を持つていないことは大変にいいことだというふうな考へております。簡単に申しますけれども、世界の歴史で見ますと、この大型間接税と稱しますものの歴史は、大体第一次大戦の後から始まっているわけでございますが、どなたが言ったか知りませんが、この税金は戦争と危機の税金であるという有名な言葉がございまして、そういう意味で私は、日本が今まで大型間接税を持つていなかったことは大変幸であるというふうな考へております。

なお、それだけではございまして、アメリカ

では、御承知のように、レーガン税制改革で付加価値税の導入否決をいたしましたし、必ずしも世界各國が大型間接税に傾斜した租税政策をやっているとは限らないということを申し上げて、お答えにしたいと思います。

○近藤忠孝君 それと關係いたしますが、ブルッキングス研究所のベックマン博士がやはりこれに關係して述べておるといいますが、それをちよつと御紹介いただきたいと思ひます。

○公述人(谷山治雄君) 今、質問されましたように、ブルッキングス研究所にベックマンという博士がおりまして、これはアメリカの経済学会の会長でございまして、この本を読みますと、これは翻訳もされておりますけれども、簡単に申しますと、一つは、今、大型間接税、付加価値型の税金を導入しようと考えている国が三つあると。これはアメリカとカナダと日本だ。しかし、これらはいずれも所得税の改革が十分で、所得税でもっと財源が取れるということを検討してないんじゃないかというのが第一の指摘でござい

ます。それから第二の指摘は、今、世界各國で付加価値税がはやつている一つの理由は、所得税が余りにも惨めな状態にあるからだ、つまり包括的な課税が行われていないという、こういう指摘がございまして、これがベックマン博士のあれで、これは翻訳もされておりますので時間がございましてらぜひひとつごらんになっていただきたいと存じます。

○近藤忠孝君 同じく谷山公述人ですが、今度帳簿方式を採用しましたが、その理由として、これは簡便だから採用した、これは業者には大して影響ないよというその簡便さがかなり強調されておるんですが、果たしてそういうものかどううか。そして、零細業者には帳簿をきちんとつけるのはなかなか大変だと思ふんですが、帳簿がきちんとつけられないようなこういう業者に対しては、推計課税その他ですね。これが実際に業者の営業その他にどういう影響があるのか、これにつ

いてお答えをいただきたいと思ひます。

○公述人(谷山治雄君) お答えするのは大変時間のかかる御質問でございまして、まず、私は税理士もやっておりますので、率直に実務的な観点から申しますと、前の売上税の税額票の方が納税額の計算は簡単でございまして、むしろ帳簿方式の方がはるかに厄介な判断を必要とする。これについて詳しく申し上げる時間がございせんけれども、私も、私どもは実務的なベースで言いますと、帳簿方式の方がはるかに判断の問題がございまして、大変面倒くさい。税額票の方がそういう意味ではコンピューターに入ればいいという問題がありまして、はるかに簡単であるということを実務家ベースから申し上げておきたいと存じます。

それから今、記帳義務があるののございまして、確かに帳簿をつけていない業者に税務行政がどう立ち向かうかということもございまして、これは、所得税の場合も同じようなこととございまして、恐らくやはりこれは推計課税とか、そういうことで税務行政としては対処をしていくだろう。ですから、そういう意味では帳簿もつけられないような零細企業にとっては消費税問題というのは所得税あるいはそれ以上に大きな問題になるだろう、かように考えます。

○近藤忠孝君 この消費税の一つの大きな問題は、価格転嫁の問題で、これが議論されてまいりました。

そこで、価格カルテルなんですね。これは果たして中小企業に有利に作用するものかどうか、場合によつては大企業の方がこれの恩恵を受けるんじゃないか、こういう意見もあるようですが、この辺の問題点について御指摘いただければ幸いと思ひます。

○公述人(谷山治雄君) 私もよく勉強しておりますので、的確にお答えできませんが、このカルテルの場合には、いわゆる中小企業が三分の二ということなんで、三分の一は大企業が入つてもいいということになりますので、大企業のインシヤチ

ブによりましてそういう価格形成といひますか、そういうことになると危険が私は多分にあるだろう、かように考へております。

○近藤忠孝君 今、価格カルテルと申しましたのが、転嫁カルテルの言い違いであります。

それから簡易課税制度、これも中小業者のため点があるんですが、考へてみますといろんな問題点があるんですね。これ全部を短い時間に御指摘は難しいと思ひますが、端的に言つてどんな問題点があるか、御指摘をいただきたいと思ひます。

○公述人(谷山治雄君) 簡易課税の問題は、御承知のように、製造業の場合にはいわゆるみなし付加価値率を二〇%と考へる、卸の場合はみなし付加価値率を一〇%と考へる、こういうことでございまして、付加価値率がそれより上回ることは有利になつてまいりますが、それより下回るとは当然不利になつてまいりますので、これも時間の關係上詳しくはあれですけれども、卸売業の付加価値率は大体六・五%ぐらいです、小売も大体一六・五%ぐらい。サービス業は付加価値率が大きいわけなんで、簡易課税はかなりの実際には業種別に不公平といひますか、いわゆる中立性を害する、そういうものが出てくることは間違いないというふうな考へております。

それからもう一つは、簡易課税を採用しますと設備投資等の税額控除が認められませんが、必ずしも簡易課税が得策とは言へません。

それからもう一つ、さきに申しましたように、消費者が三%を負担した税金が実は簡易課税とか境界控除を通じて国庫に納まらない、そういう問題もございまして、いずれにしましても私は、簡易課税制度というのは、名前は簡易課税であっても、実際には経済の中立性を阻害する非常に重要な要因になつて、小企業、零細企業にとつて有利な制度とは必ずしもなり得ない、かように考へております。

○近藤忠孝君 次に、粕谷公述人をお願いいたします。

先ほどの御発言の中で、消費者にとつては税金

消費税の導入に関しまして、今、国民が非常に疑念に思っているのは、逆進性の問題と、それから税の痛みが希薄になつてしまふ、こういう問題と、それから税率が政府の言うように守られるかどうか、この三点だと思ひますけれども、第三番目に挙げました税率の問題についてまずお尋ねをいたします。

下城公述人からお尋ねをいたしますけれども、この三％という税率ですけれども、これは政府が言うように、内閣がかわらうとどうしようとして未来永劫守られるとお考えでしょうか。それとも三％を超えるぐらいなら反対だというお立場でしょうか。それとも、上がるんだつたら上がるにはそれなりの理由があるんだらうからこれは是認する、こういうお立場でしょうか、いかがでございますでしょうか。

○公述人(下城雄策君) お答え申し上げます。

私は、政府を御信頼申し上げておりますので、上がることは望みませんが、今のこのことにつきましては賛意を表したいと思つております。

○青島幸男君 わかりました。

それでは土方さんにお尋ねします。今と同様の質問でございますが、いかがでございますでしょうか。

○公述人(土方武君) お答えいたします。

私は、三％の税率がいかに変えられるかということは議会の承認を経てやられることでございますので、議會を御信頼申し上げておる次第でございます。

ただ、所得税その他の減税と引きかえに消費税をまたいじるといふようなこともあるかと思うのでございますけれども、そういったときには十分御審議の上お決めいただければまことに結構だ、このように思つております。

○青島幸男君 丸尾公述人、同様の質問でございますが、いかがでございますでしょうか。

○公述人(丸尾直美君) 私の考えは多少違ひまして、高齢化に伴う福祉と消費税とを結びつけていけば、当然税率は長期的には二倍、三倍になる可

能性があると思ひます。しかし、そういうことを言えない雰囲気という、日本は非常におかしなところがあるんですね。はつきりさせて、税率がこれだけふえていく、しかし経済がこれだけ成長していけば手取りは十分ふえますよというふうにして言つた方が経済的に学者としては合理的だと思ふんですけれども、しかしそういうことを言ふと、それ見ろということ非常に言えなくなるといふ、そこは必ずしも日本の議會というのは合理的でないような気がします。

○青島幸男君 もう時間がなくなりましたのは承知しておりますので端的に申し上げますけれども、今までお話を伺ひまして、賛成の立場から御意見を公述なすつた方々は大変樂觀的な人生観をお持ちだということに私はうらやましきを感じまして、發言を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(梶木又三君) 以上で公述人に対する質疑は終わりました。

この際、一言御礼申し上げます。

公述人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

明日は午前十時から委員会を開会することとし、これにて税制問題等に関する調査特別委員会公聴会を終了いたします。

午後四時四十四分散会